

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 1 6 条の 5 第 1 項の規定に基づく原子燃料工業熊取事業所の加工施設の定期事業者検査を開始しますので、同法同条第 3 項の規定及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第 3 条の 1 3 第 2 項の規定に準じて下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	原子燃料工業株式会社
住 所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 3 3 番 5 号
代表者の氏名	代表取締役社長 伊藤 義章

2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地

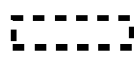
名 称	原子燃料工業株式会社 熊取事業所
所 在 地	大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目 9 5 0 番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象	原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工施設
検査の方法	別添 1 の「検査計画・実績一覧表」のとおり
検査の期日	令和 5 年 8 月 2 8 日～令和 5 年 1 2 月下旬

4. 検査の実績又は予定の概要

別添 1 の「検査計画・実績一覧表」のとおり

内は、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査に係る工程

検査対象である建物・構築物及び設備・機器の所管部が検査を実施する際、個々の検査に前後関係はないが、相互に影響し合わないよう部門間で調整を行って、各部の業務計画に従って順次検査を進める。この際、別添1の「検査計画・実績一覧表」に記したとおり、検査対象が工事中のため検査を実施できる状態にない設備があるため、これ以外の設備について、検査を実施する。また、加工施設の維持管理のために使用する設備は、可能な限り検査の対象とする。

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

新規制基準への適合のための設工認申請に基づく以下の工事を実施する。

- ・令和2年10月2日付け原規規発第2010025号認可（第3次設工認）
（令和3年9月16日付け熊原第21-041号にて軽微な変更の届出）
（令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更の届出）
（令和5年7月14日付け熊原第23-027号にて軽微な変更の届出）
- ・令和3年5月24日付け原規規発第2105241号認可（第4次設工認）
（令和3年11月8日付け熊原第21-042号にて軽微な変更の届出）
（令和4年7月19日付け熊原第22-013号にて軽微な変更の届出）
（令和5年7月14日付け熊原第23-028号にて軽微な変更の届出）
- ・令和4年11月16日付け原規規発第2211164号認可（第5次設工認）
（令和5年7月14日付け熊原第23-029号にて軽微な変更の届出）

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

施設管理の実施の計画として保安規定に基づいて定める保全計画に従って、定期事業者検査を実施する。検査項目は別添1の「検査計画・実績一覧表」に記したとおりであるが、検査対象が工事中のため検査を実施できる状態にない設備が含まれる。今回の定期事業者検査の開始に当たり検査を予定する設備について、施設管理の重要度、保全方式並びに定期事業者検査、巡視及び点検の実施頻度を検査項目ごとにまとめ、別添2に示す。

○前回の定期事業者検査からの変更点

新規制基準への適合のための設工認申請及び工事の進捗を踏まえて、別添1及び別添2に示す検査項目に、非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査を追加した。また、別添1の検査計画・実績一覧表に検査内容欄の追加、別添2の施設管理実施計画の検査項目に係わる設備・機器を設工認に整合するよう見直す等、記載の適正化を行った。

2. 加工施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

施設管理の確実な実施による法令報告事象となる故障発生：ゼロ件/年

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期及び期間

令和5年8月28日～次の定期事業者検査の開始日前日まで。

ロ 加工施設の工事の方法及び期日

新規規制基準への適合のための設工認申請に基づく以下の工事を実施する。

- ・ 令和2年10月2日付け原規規発第2010025号認可（第3次設工認）
（令和3年9月16日付け熊原第21-041号にて軽微な変更の届出）
（令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更の届出）
（令和5年7月14日付け熊原第23-027号にて軽微な変更の届出）
- ・ 令和3年5月24日付け原規規発第2105241号認可（第4次設工認）
（令和3年11月8日付け熊原第21-042号にて軽微な変更の届出）
（令和4年7月19日付け熊原第22-013号にて軽微な変更の届出）
（令和5年7月14日付け熊原第23-028号にて軽微な変更の届出）
- ・ 令和4年11月16日付け原規規発第2211164号認可（第5次設工認）
（令和5年7月14日付け熊原第23-029号にて軽微な変更の届出）

ハ 加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

別添2の「施設管理実施計画」に示すとおり。

ニ 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

(1) 負圧警報装置の警報作動検査

- ① 第1種管理区域の負圧の維持を確実にするよう、検査対象の負圧を常時監視する。

(2) 第1廃液処理設備、第2廃液処理設備、貯留設備、W1廃液処理設備の液面高検知警報検査

- ① 検査中は液面高の検知機能が一時的に喪失する場合もあるため、検査中に上流工程からの排水を停止させるとともに検査中は水位を目視で確認しながら検査を実施する。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(3) ガンマ線エリアモニタの警報作動検査

- ① 検査実施中は検査対象の検出部以外の近傍の検出部により検知機能を維持させることとし、設置場所ごとに1台ずつを検査対象とする。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(4) ダストモニタの警報作動検査

- ① 検査中は検知機能のみを停止させることとし、サンプリングろ紙への集塵は継続し、検査開始前の測定値と検査終了直後の測定値を比較することで検査実施中に異常がな

かったことを確認する。

- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(5) 送排風機の起動停止インターロックの作動検査

給排気設備を停止する場合は、以下の措置を講じる。

- ① 加工施設の通常的使用の停止
- ② 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め
- ③ 給排気停止時の対応体制の確保及び周知徹底

(6) 第5廃棄物貯蔵棟に係る放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の加工施設の一部使用承認を受けた保安上の措置

第5廃棄物貯蔵棟の工事が完了し、これに係る放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の加工施設の一部使用承認（令和4年12月22日付け原規規発第2212023号）を受けた保安上の措置として、安全機能の維持に係る以下の運用は、現に認可を受けた保安規定に従って行う。

- ① 第5廃棄物貯蔵棟に一時的な管理区域（区分：第2種管理区域）を設定し恒設の管理区域に対するものと同様の管理を行う。
- ② 第5廃棄物貯蔵棟を保全対象範囲として選定し保全計画に盛り込む。
「別添2 施設管理実施計画」の「表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）」参照
- ③ 第5廃棄物貯蔵棟の施設の維持管理及び放射性廃棄物の管理については、第2廃棄物貯蔵棟における管理手順の内容から変更はなく、管理手順に係る下位文書において施設名称の置き換え等の対応をとる。

4. 第3条の10第2項に規定する、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法に関する事（一定の期間を含む。）

定期事業者検査項目の全てについて、一定の期間を12ヶ月として設定し、点検、部品の取替え、設備の劣化傾向の把握等を行うことにより、一定の期間において定期事業者検査の対象設備が技術基準に適合する状態を維持することを確実にする。

5. 前回の定期事業者検査において提出した2. から4. に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
該当なし。

6. 前回の定期事業者検査において提出した2. 又は3. に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
該当なし。

7. 前回の定期事業者検査において提出した4. に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第3条の10第3項各号に掲げる事項について記載した書類
該当なし。

別添1 検査計画・実績一覧表

検査番号	検査項目	検査計画	検査内容
1	自動火災報知設備の警報作動検査 ^{注2}	R5/8/28～31	記録確認
2	可燃性ガス検知器の警報作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
3	負圧警報装置の警報作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
4	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 ^{注2}	R5/10～12	実地
5	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
6	非常用電源設備の作動検査	R5/10～12	実地
7	気体廃棄設備の処理能力検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
8	液体廃棄設備の処理能力検査	R5/10～12	実地
9	ガンマ線エリアモニタの警報作動検査	R5/10～12	実地
10	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	R5/10～12	実地
11	過加熱防止機構の作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
12	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
13	搬送設備の停電時保持能力検査 ^{注3}	R5/11～12	実地
14	第1種管理区域の負圧確認検査	R5/10～12	実地
15	設備内風速・負圧の確認検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
16	濾過装置の性能確認検査 ^{注1}	— ^{注1}	記録確認
17	異常圧逃がし機構の作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
18	失火検知機構の作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
19	故障時の排風機自動起動機構の作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
20	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	実地
21	質量管理インターロックの作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	実地
22	フレームカーテンの作動状況確認検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
23	空気混入防止機構の作動状況確認検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
24	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
25	水検知時 投入口の閉じ込め弁閉止機構の作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
26	供給制限機構の作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
27	研削個数超過防止インターロックの作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
28	回転数低下時研削停止インターロックの作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
29	送排風機異常時インターロックの作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
30	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
31	室内負圧異常時インターロックの作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
32	漏水検知器の警報作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
33	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
34	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
35	緊急停止機構の作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
36	地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
37	モニタリングポストの警報作動検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地
38	放送設備の一斉放送検査 ^{注4}	— ^{注4}	実地
39	非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査 ^{注5}	— ^{注5}	実地

注1：下記検査項目の対象設備は、新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・負圧警報装置の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・気体廃棄設備の処理能力検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・濾過装置の性能確認検査
- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・故障時の排風機自動起動機構の作動検査
- ・送排風機の起動停止インターロックの作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

- ・自動火災報知設備の警報作動検査
- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査

注3：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、新規制基準の設工認に基づく使用前検査を受けて対応工事後の機能維持のため、及び、加工施設の維持管理に不可欠な活動のために使用するものとして、今回の検査対象とする。

- ・搬送設備の停電時保持能力検査

注4：下記検査項目は、新たに定期事業者検査の対象としたが、注1と同じ理由により今回対象外とする。

- ・質量管理インターロックの作動検査
- ・放送設備の一斉放送検査

注5：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・フレームカーテンの作動状況確認検査、空気混入防止機構の作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・水検知時 投入口の閉じ込め弁閉止機構の作動検査
- ・供給制限機構の作動検査
- ・研削個数超過防止インターロックの作動検査
- ・回転数低下時研削停止インターロックの作動検査
- ・送排風機異常時インターロックの作動検査
- ・ダンパー開度異常時インターロックの作動検査
- ・室内負圧異常時インターロックの作動検査
- ・漏水検知器の警報作動検査
- ・可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査
- ・地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査
- ・緊急停止機構の作動検査
- ・地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査
- ・モニタリングポストの警報作動検査
- ・非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査

別添 2
施設管理実施計画

施設管理実施計画の記載について

1. 施設管理実施計画策定の基本方針

施設管理実施計画は、現行保安活動（設計、工事、試験、検査及び点検（巡視も含む。））を法令の技術基準の要求に照らして整理し、対象とする構造物、系統、設備、機器及び器具を選別して策定する。また、耐震重要度分類及び加工施設の運転への影響を考慮した施設管理重要度分類※1に応じて保全方式※2を策定する。

※1:規格、運転経験、使用環境、劣化故障モード、機器等設計知見、科学的知見、高経年化技術を考慮すること。

※2:重要度に応じ、時間基準保全、状態基準保全、事後保全等の方式を選択すること。

2. 施設管理実施計画策定に係る個別方針

(1) 管理対象設備の選定

保全を行うべき対象範囲を以下の設備から選定し「保全対象一覧表」を策定する。ただし、消耗品、工具等の資機材は含めない。

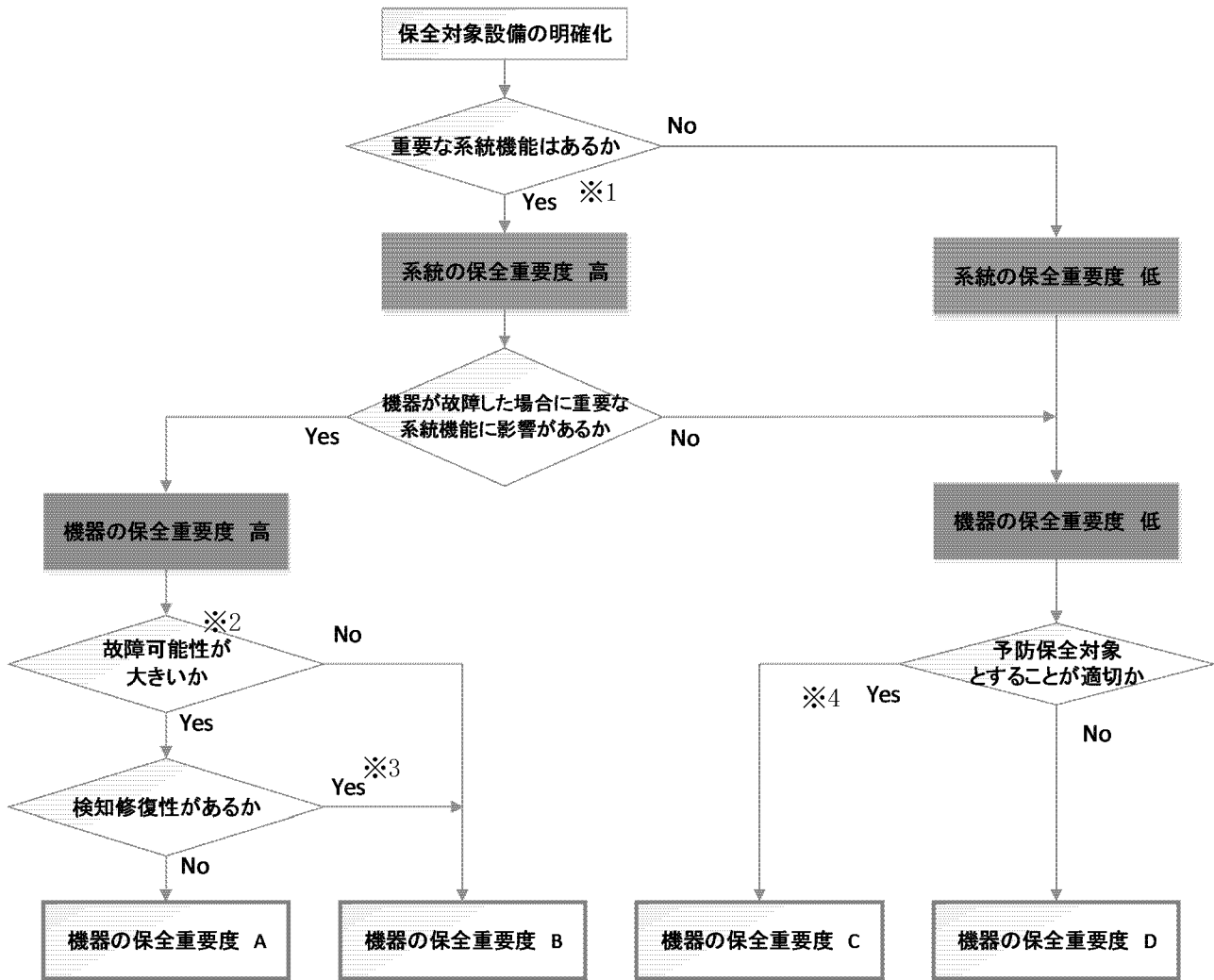
1. 安全機能を有する施設として加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置したもの
2. 上記の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの
3. その他自ら定める設備

(2) 施設管理の重要度の選定及び保全方式の選定

保全対象範囲について、系統ごとの範囲やその機能を明確にした上で、当該機器等の故障の影響、運転経験等を考慮して、「図1 保全重要度の設定フロー」に基づき保全重要度を設定する。

3. 記載に関する方針

- ・ 施設区分の欄には、当該加工施設を構成する施設区分名を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：成形施設、貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設など
- ・ 設備名の欄には、上記区分を構成する設備名を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：囲い式フードなど
- ・ 点検及び試験の項目の欄には、各管理部門で実施する試験、点検、巡視を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：外観点検、機能・性能試験など
- ・ 保全重要度の欄には保全重要度を記載する。以下に記載の例を示す。
例：A、B、Cなど
- ・ 保全形式又は頻度の欄には実施頻度を記載する。頻度の記載は以下のとおり。
Y: 年、M: 月、W: 週、D: 日、WD: 平日
なお、上記に該当するものがない場合には実施する頻度を記載（例：使用の都度、取扱の都度など）



※1：水素ガス爆発の発生防止機能、影響緩和機能を重要な系統機能とする。

※2：過去の故障履歴の有無等を考慮し、点検を実施しなかった場合に、劣化による故障の可能性が大きい機器であるかを判断する。

※3：警報システム、巡視、状態監視等により、機能喪失に至る前に機器の劣化を検知できる場合は、「検知修復性あり」とする。

※4：機器の故障が運転員に対して許容できない作業負担等になる場合、修理又は機器交換に許容できない時間等を要する場合。

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
1	自動火災報知設備の警報作動検査（注2）	1	{8009}	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	
		2	{8009-11}	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	
		3	{8009-2}	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	
		4	{8009-12}	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	
		5	{8009-3}	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	
		6	{8009-13}	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	
		7	{8009-4}	第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	（第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備）
		8	{8009-5}	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	
		9	{8009-6}	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	
		10	{8009-8}	発電機・ポンプ棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	
		11	{8009-7}	第1-3貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	リ．その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	
		12	{7037}	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟	警報集中表示盤	—	チ．放射線管理施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2） （点検に作動試験を含めて実施）
2	可燃性ガス検知器の警報作動検査（注1）	1	{8046}	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	リ．その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）
		2	{8046-2}	第2加工棟 第2開発室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	リ．その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）
		3	{8047}	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）	リ．その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）
		4	{8054}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）	リ．その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）
3	負圧警報装置の警報作動検査（注2）	1	{6048}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V	差圧計	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		2	{6048-2}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統III系統VI	差圧計	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		3	{6048-3}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統IV	差圧計	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		4	{6048-4}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII	差圧計	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注2）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
3	負圧警報装置の警報作動検査（注2）	5	{6048-5}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		6	{6048-6}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		7	{6048-7}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅳ、給気系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		8	{6048-8}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		9	{6080}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4	差圧計	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		10	{6080-2}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2（系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		11	{7037}	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟	警報集中表示盤	—	チ. 放射線管理施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
4	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）	1	{6081}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽No.1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		2	{6082}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽No.2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		3	{6083}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽No.3	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		4	{6084}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽No.4	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		5	{6093}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽No.1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		6	{6094}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽No.2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		7	{6095}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	第1廃液処理設備	処理水槽No.1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		8	{6096}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	第1廃液処理設備	処理水槽No.2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		9	{6097}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	第1廃液処理設備	処理水槽No.3	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		10	{6098}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	第1廃液処理設備	処理水槽No.4	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		11	{6100}	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		12	{6100-2}	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	ろ過水貯槽	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		13	{6103}	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
4	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 (注2)	14	{6105}	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	貯槽	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
		15	{6107}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		16	{6108}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽No.2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		17	{6109}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	凝集槽	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		18	{6110-2}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンクNo.1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		19	{6111-2}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンクNo.2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		20	{6117}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	受水槽No.1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		21	{6119}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽No.1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		22	{6120}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽No.2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		23	{6121}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽No.3	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		24	{6122}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽No.4	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		25	{6125}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	凝集沈殿槽	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		26	{6126}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンクNo.1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		27	{6127}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンクNo.2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		28	{6128}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンクNo.3	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		29	{6132}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	受水槽	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		30	{6133}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽No.1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		31	{6134}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽No.2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		32	{6135}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽No.3	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	
		33	{6146}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機	水洗除染タンク	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
5	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1）	1	{2064}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	連続焼結炉No.2-1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		2	{2064-6}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	冷却水圧力低下検知機構	—	ハ、成型施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		3	{2024}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	連続焼結炉No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		4	{2024-6}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	冷却水圧力低下検知機構	—	ハ、成型施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
6	非常用電源設備の作動検査	1	{8001}	発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備No.1	非常用発電機	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		2	{8003}	屋外	非常用電源設備No.2	非常用発電機	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		3	{8005}	屋外	非常用電源設備A	非常用発電機	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
7	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）	1	{6048-5}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）※	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2） ※構成機器を付表に示す
		2	{6048-6}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統）※	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2） ※構成機器を付表に示す
		3	{6048-7}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅳ、給気系統）※	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2） ※構成機器を付表に示す
		4	{6048-8}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統）※	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2） ※構成機器を付表に示す
		5	{6080-2}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2（系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統）※	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2） ※構成機器を付表に示す
8	液体廃棄設備の処理能力検査	1	{6119}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽No.1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		2	{6120}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		3	{6121}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽No.3	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		4	{6122}	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽No.4	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		5	{6133}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽No.1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		6	{6134}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		7	{6135}	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽No.3	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	

表 1 - 1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称						機器名
9	ガンマ線エリアモニタの警報作動検査	1	{7008}	第1加工棟 第1-1輸送物保管室 第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	チ.放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		2	{7009}	第2加工棟 第2-1貯蔵室 第2ペレット保管室 第2-1混合室 第2-1ペレット室 第2-1燃料棒加工室 第2-2混合室 第2-2ペレット室 第2-2燃料棒加工室 第2分析室 第2開発室 第2-2貯蔵室 第2燃料棒保管室 第2-1組立室 第2集合体保管室 第2-1燃料棒検査室 第2輸送容器保管室 第2梱包室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	チ.放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		3	{7010}	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	検出器	チ.放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		4	{7012}	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）	—	チ.放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		5	{7037}	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟	警報集中表示盤	—	チ.放射線管理施設	作動試験	C	1 2 M	
10	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	1	{7006}	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ（換気用モニタ）	—	チ.放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		2	{7011}	第2加工棟 第2放射線管理室	放射線監視盤（ダストモニタ）	—	チ.放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		3	{7013}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	放射線監視盤（ダストモニタ）	—	チ.放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		4	{7024}	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	チ.放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		5	{7025}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	チ.放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		6	{7037}	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟	警報集中表示盤	—	チ.放射線管理施設	作動試験	C	1 2 M	

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
11	過加熱防止機構の作動検査（注2）	1	{2064}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	連続焼結炉No. 2-1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		2	{2064-5}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	過加熱防止機構	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注2）
		3	{6138}	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		4	{6138-3}	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	過加熱防止機構	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注2）
		5	{8025}	第2加工棟 第2 開発室	燃料開発設備	加熱炉	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		6	{8025-5}	第2加工棟 第2 開発室	過加熱防止機構	—	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注2）
		7	{8026}	第2加工棟 第2 開発室	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		8	{8026-4}	第2加工棟 第2 開発室	過加熱防止機構	—	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注2）
		9	{2009}	第2加工棟 第2-1 混合室	焙焼炉No. 1	焙焼炉	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		10	{2024}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	連続焼結炉No. 1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		11	{2024-5}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	過加熱防止機構	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注2）
		12	{2030}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	ペレット乾燥機No. 1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		13	{2040}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	センタレス研削設備No. 1	研磨屑乾燥機	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
12	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）	1	{2064}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	連続焼結炉No. 2-1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		2	{2064-2}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）
		3	{8025}	第2加工棟 第2 開発室	燃料開発設備	加熱炉	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		4	{8025-2}	第2加工棟 第2 開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	—	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）
		5	{8026}	第2加工棟 第2 開発室	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		6	{8026-2}	第2加工棟 第2 開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	—	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）
		7	{2024}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	連続焼結炉No. 1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		8	{2024-2}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
13	搬送設備の停電時 保持能力検査 (注3)	1	{2001}	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末缶リフター	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		2	{2042}	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末缶搬送機No.2-1粉末缶昇降 リフト	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
		3	{2043}	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末缶搬送機No.2-1粉末缶移載 機	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
		4	{2047}	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末搬送機No.2-1	粉末搬送容器昇降リフト	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
		5	{4013}	第2加工棟 第2-1 組立室 第2集集体保 管室	2 ton天井クレーンNo.1	—	ホ、組立施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		6	{4014}	第2加工棟 第2梱包 室 第2集集体保管室	2. 8 ton天井クレーン	—	ホ、組立施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		7	{5015}	第2加工棟	粉末缶移載装置No.1-1	—	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		8	{5016}	第2加工棟	粉末缶移載装置No.1-2	—	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		9	{5017}	第2加工棟	粉末缶移載装置No.2-1	—	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		10	{5018}	第2加工棟	粉末缶移載装置No.2-2	—	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		11	{5021}	第2加工棟	原料搬送設備No.2	粉末スタッカクレーン	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		12	{5022} {5023}	第2加工棟	原料搬送設備No.2	粉末缶コンベア	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	(計2台)
		13	{5026}	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.1	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		14	{5027}	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.2	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		15	{5028}	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.3	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		16	{5029}	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.4	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		17	{5041}	第2加工棟	ペレット搬送設備No.3	ペレットスタッカクレーン	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		18	{5045}	第2加工棟	ペレット搬送設備No.4	ペレットリフター	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
		19	{5048}	第2加工棟	ペレット保管ラックE型リフタ ー	—	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
		20	{5052}	第2加工棟	燃料棒搬送設備No.7	燃料棒スタッカクレーン	ハ、核燃料物質の 貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称						機器名
13	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）	21	{5060}	第2加工棟	5ton天井クレーン	—	ハ、核燃料物質の貯蔵施設	機能・性能試験	C	1 2 M	
		22	{6148}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	ホイストクレーン	2トンチェンブロック	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注3）
		23	{6149}	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室 W1 廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注3）
		24	{6151}	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注3）
14	第1種管理区域の負圧確認検査	1	{6048-5}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）※	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	※構成機器を付表に示す
		2	{6048-6}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統）※	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	※構成機器を付表に示す
		3	{6048-7}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅳ、給気系統）※	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	※構成機器を付表に示す
		4	{6048-8}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統）※	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	※構成機器を付表に示す
		5	{6080-2}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2（系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統）※	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	※構成機器を付表に示す
15	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	1	{2044}	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末混合機No.2-1粉末投入機	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		2	{2047}	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末搬送機No.2-1	粉末搬送容器昇降リフト	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		3	{2050}	第2加工棟 第2-2 混合室	プレスNo.2-1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		4	{2051}	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼炉No.2-1	研磨屑乾燥機	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		5	{2052}	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼炉No.2-1	破碎装置	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		6	{2053}	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼炉No.2-1	粉末取扱フード	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		7	{2054}	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼炉No.2-1	粉末取扱機	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		8	{2055}	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼炉No.2-1	焙焼炉	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		9	{2071}	第2加工棟 第2-2 ベレット室	センタレス研削装置No.2-1	センタレス研削盤	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		10	{6138}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		11	{6139}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	バグフィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
15	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	12	{6140}	第1廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却設備	投入ブッシャ	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		13	{6141}	第1廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却設備	前処理フード	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		14	{6142}	第1廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却設備	フィルタ処理フード	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		15	{6143}	第1廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却設備	投入リフト	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		16	{6145}	第1廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	湿式除染機	湿式除染部	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		17	{6146}	第1廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	湿式除染機	水洗除染タンク	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		18	{6147}	第1廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	乾式除染機	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		19	{8013}	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.1	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		20	{8014}	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.2	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		21	{8015}	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.3	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		22	{8019}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	スクラップ処理装置	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		23	{8020}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		24	{8021}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.1	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		25	{8022}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.2	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		26	{8023}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	粉末取扱フード	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		27	{8024}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	プレス	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		28	{2003}	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末投入台	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		29	{2004}	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末混合機No.1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		30	{2005}	第2加工棟 第2-1 混合室	大型供給瓶	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		31	{2006}	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末取出し台	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
15	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	32	{2007}	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末集塵機（粉末混合機）	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		33	{2008}	第2加工棟 第2-1 混合室	焙焼炉No.1	グローブボックスNo.1	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		34	{2009}	第2加工棟 第2-1 混合室	焙焼炉No.1	焙焼炉	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		35	{2014}	第2加工棟 ベレット室	粉末供給機	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		36	{2015}	第2加工棟 ベレット室	粉末集塵機（プレス）	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		37	{2016}	第2加工棟 ベレット室	プレスNo.1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		38	{2017}	第2加工棟 ベレット室	ペレット搬送設備No.1ペレット搬送コンベア	ペレット抜取検査装置部	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		39	{2018}	第2加工棟 ベレット室	ペレット搬送設備No.1ペレット搬送コンベア	抜取ペレット移載部	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		40	{2019}	第2加工棟 ベレット室	ペレット搬送設備No.1ペレット搬送コンベア	ペレット搬送コンベア部	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		41	{2020}	第2加工棟 ベレット室	ペレット搬送設備No.1ペレット搬送コンベア	圧粉ペレット移載部	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		42	{2021}	第2加工棟 ベレット室	ペレット搬送設備No.1ポート段積装置	ポート搬送部	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		43	{2022}	第2加工棟 ベレット室	ペレット搬送設備No.1ポート段積装置	段積部	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		44	{2023}	第2加工棟 ベレット室	ペレット搬送設備No.1ポート段積装置	移載部	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		45	{2028}	第2加工棟 ベレット室	センタレス研削設備No.1	センタレス研削部	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		46	{2030}	第2加工棟 ベレット室	ペレット乾燥機No.1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		47	{2040}	第2加工棟 ベレット室	センタレス研削設備No.1	研磨屑乾燥機	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称						機器名
16	濾過装置の性能確認検査（注2）	1	{6009}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ（部屋排気系統）	フィルタユニット（FU-401）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		2	{6010}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統Ⅱ（部屋排気系統）	フィルタユニット（FU-402）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		3	{6011}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統Ⅲ（部屋排気系統）	フィルタユニット（FU-403）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		4	{6012}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統Ⅳ（部屋排気系統）	フィルタユニット（FU-404）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		5	{6013}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統Ⅴ（局所排気系統）	フィルタユニット（FU-405）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		6	{6014}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統Ⅵ（局所排気系統）	フィルタユニット（FU-406）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		7	{6015}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統Ⅶ（部屋排気系統）	フィルタユニット（FU-407）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		8	{6016}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統Ⅷ（局所排気系統）	フィルタユニット（FU-408）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		9	{6017}	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備No.1系統Ⅴ（局所排気系統）	フィルタユニット（設備排気用）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		10	{6018}	第2加工棟 系統Ⅵ	気体廃棄設備No.1系統Ⅵ（局所排気系統）	フィルタユニット（設備排気用）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		11	{6019}	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備No.1系統Ⅷ（局所排気系統）	フィルタユニット（設備排気用）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		12	{6055}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統1（部屋排気系統）	No.1フィルタユニット	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		13	{6056}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統2（局所排気系統）	No.2フィルタユニット	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		14	{6057}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	No.5フィルタユニット	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		15	{6058}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統4（局所排気系統）	No.8フィルタユニット	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		16	{6059}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	No.3フィルタユニット	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		17	{6060}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	No.4フィルタユニット	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		18	{6061}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統4（局所排気系統）	No.6フィルタユニット	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		19	{6062}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統4（局所排気系統）	No.7フィルタユニット	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
17	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）	1	{2064}	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉No. 2-1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		2	{2064-7}	第2加工棟 第2-2ペレット室	圧力逃がし機構	—	ハ、成型施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		3	{6138}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		4	{6138-4}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	圧力逃がし機構	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		5	{8025}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	加熱炉	リ、その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		6	{8025-6}	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	リ、その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		7	{8026}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	リ、その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		8	{8026-5}	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	リ、その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		9	{2024}	第2加工棟 第2-1ペレット室	連続焼結炉No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		10	{2024-7}	第2加工棟 第2-1ペレット室	圧力逃がし機構	—	ハ、成型施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
18	失火検知機構の作動検査（注1）	1	{6138}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
		2	{6138-2}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	失火検知機構	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）
19	故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）	1	{6053}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No. 2系統4（局所排気系統）	No. 5排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		2	{6054}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No. 2系統4（局所排気系統）	No. 6排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
20	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2）	1	{6001}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No. 1系統I（部屋排気系統）	排風機（301-F）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		2	{6002}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No. 1系統II（部屋排気系統）	排風機（302-F）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		3	{6003}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No. 1系統III（部屋排気系統）	排風機（303-F）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		4	{6004}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No. 1系統IV（部屋排気系統）	排風機（304-F）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		5	{6005}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No. 1系統V（局所排気系統）	排風機（305-F）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		6	{6006}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No. 1系統VI（局所排気系統）	排風機（306-F）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
		7	{6007}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No. 1系統VII（部屋排気系統）	排風機（307-F）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考		
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名							
20	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2）	8	{6008}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅷ（局所排気系統）	排風機（308-F）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		9	{6046}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統）	給気ユニット（201AC）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		10	{6046-2}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統）	給気ユニット（202AC）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		11	{6046-3}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅳ（給気系統）	給気ユニット（203SU）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		12	{6046-4}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅶ系統Ⅷ（給気系統）	給気ユニット（204AC）	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		13	{6048-5}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		14	{6048-6}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		15	{6048-7}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅳ、給気系統）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		16	{6048-8}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		17	{6049}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統1（部屋排気系統）	No.1排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		18	{6050}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統2（局所排気系統）	No.2排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		19	{6051}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	No.3排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		20	{6052}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	No.4排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		21	{6053}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統4（局所排気系統）	No.5排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		22	{6078}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統）	給気ファン	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		23	{6080-2}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2（系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）		
		21	質量管理インターロックの作動検査（注4）	1	{2045}	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末混合機No.2-1粉末混合機	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注4）
				2	{2048}	第2加工棟 第2-2 混合室	供給瓶No.2-1	供給瓶	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注4）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
22	フレームカーテンの作動状況確認検査（注5）	1	{2064}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	連続焼結炉No. 2-1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{2064-3}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	空気混入防止機構	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{2024}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	連続焼結炉No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		4	{2024-3}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	空気混入防止機構	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
23	空気混入防止機構の作動状況確認検査（注5）	1	{8025}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	加熱炉	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{8025-3}	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{8026}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		4	{8026-3}	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
24	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注5）	1	{2064}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	連続焼結炉No. 2-1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{2064-4}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	失火検知機構	—	ハ、成型施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{8039}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	リ、その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		4	{8041}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（プロパンガス）	リ、その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		5	{2024}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	連続焼結炉No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		6	{2024-4}	第2加工棟 第2-1 ペレット室	失火検知機構	—	ハ、成型施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
25	水検知時 投入口の閉じ込め弁閉止機構の作動検査（注5）	1	{2044}	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末混合機No. 2-1粉末投入機	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{2045}	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末混合機No. 2-1粉末混合機	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
26	供給制限機構の作動検査（注5）	1	{2052}	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼炉No. 2-1	破砕装置	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{2053}	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼炉No. 2-1	粉末取扱フード	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{2054}	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼炉No. 2-1	粉末取扱機	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		4	{2008}	第2加工棟 第2-1 混合室	焙焼炉No. 1	グローブボックスNo. 1	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		5	{2009}	第2加工棟 第2-1 混合室	焙焼炉No. 1	焙焼炉	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
27	研削個数超過防止インターロックの作動検査（注5）	1	{2070}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	センタレス研削装置No.2-1	ペレット供給機	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{2071}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	センタレス研削装置No.2-1	センタレス研削盤	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
28	回転数低下時研削停止インターロックの作動検査（注5）	1	{2070}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	センタレス研削装置No.2-1	ペレット供給機	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{2071}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	センタレス研削装置No.2-1	センタレス研削盤	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{2081}	第2加工棟 第2-2 ペレット室	センタレス研削装置No.2-1	研磨屑回収装置	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
29	送排風機異常時インターロックの作動検査（注5）	1	{6001}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ（部屋排気系統）	排風機（301-F）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{6002}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅱ（部屋排気系統）	排風機（302-F）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{6003}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅲ（部屋排気系統）	排風機（303-F）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		4	{6004}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅳ（部屋排気系統）	排風機（304-F）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		5	{6005}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅴ（局所排気系統）	排風機（305-F）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		6	{6006}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅵ（局所排気系統）	排風機（306-F）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		7	{6007}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅶ（部屋排気系統）	排風機（307-F）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		8	{6008}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅷ（局所排気系統）	排風機（308-F）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		9	{6037}	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		10	{6037-2}	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		11	{6037-3}	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		12	{6038}	第2加工棟 系統Ⅱ	気体廃棄設備No.1系統Ⅱ（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		13	{6039}	第2加工棟 系統Ⅲ	気体廃棄設備No.1系統Ⅲ（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		14	{6040}	第2加工棟 系統Ⅳ	気体廃棄設備No.1系統Ⅳ（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		15	{6041}	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備No.1系統Ⅴ（局所排気系統）	閉じ込めダンパー	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
29	送排風機異常時インターロックの作動検査（注5）	16	{6042}	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備No.1系統VI（局所排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		17	{6043}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1系統VII（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		18	{6043-2}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1系統VII（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		19	{6043-3}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1系統VII（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		20	{6044}	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備No.1系統VIII（局所排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		21	{6045}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V（給気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		22	{6045-2}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統III系統VI（給気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		23	{6045-3}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統IV（給気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		24	{6045-4}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII（給気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		25	{6046}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V（給気系統）	給気ユニット（201AC）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		26	{6046-2}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統III系統VI（給気系統）	給気ユニット（202AC）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		27	{6046-3}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統IV（給気系統）	給気ユニット（203SU）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		28	{6046-4}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII（給気系統）	給気ユニット（204AC）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		29	{6048-5}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統I、系統II、系統V、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		30	{6048-6}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統III、系統VI、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		31	{6048-7}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統IV、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		32	{6048-8}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統VII、系統VIII、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		33	{6049}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統1（部屋排気系統）	No.1排風機	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		34	{6050}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統2（局所排気系統）	No.2排風機	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		35	{6051}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	No.3排風機	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
29	送排風機異常時インターロックの作動検査（注5）	36	{6052}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	No.4排風機	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		37	{6072}	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備No.2系統1（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		38	{6073}	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備No.2系統2（局所排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		39	{6076}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		40	{6078}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統）	給気ファン	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		41	{6080-2}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2（系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
30	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）	1	{6001}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統I（部屋排気系統）	排風機（301-F）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{6002}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統II（部屋排気系統）	排風機（302-F）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{6003}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統III（部屋排気系統）	排風機（303-F）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		4	{6004}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統IV（部屋排気系統）	排風機（304-F）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		5	{6005}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統V（局所排気系統）	排風機（305-F）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		6	{6006}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統VI（局所排気系統）	排風機（306-F）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		7	{6007}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統VII（部屋排気系統）	排風機（307-F）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		8	{6008}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統VIII（局所排気系統）	排風機（308-F）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		9	{6037}	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備No.1系統I（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		10	{6037-2}	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備No.1系統I（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		11	{6038}	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備No.1系統II（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		12	{6039}	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備No.1系統III（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		13	{6040}	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備No.1系統IV（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		14	{6041}	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備No.1系統V（局所排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
30	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）	15	{6042}	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備No.1系統VI（局所排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		16	{6043}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1系統VII（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		17	{6043-2}	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1系統VII（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		18	{6044}	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備No.1系統VIII（局所排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		19	{6046}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V（給気系統）	給気ユニット（201AC）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		20	{6046-2}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統III系統VI（給気系統）	給気ユニット（202AC）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		21	{6046-3}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統IV（給気系統）	給気ユニット（203SU）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		22	{6046-4}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII（給気系統）	給気ユニット（204AC）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		23	{6048-5}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統I、系統II、系統V、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		24	{6048-6}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統III、系統VI、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		25	{6048-7}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統IV、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		26	{6048-8}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統VII、系統VIII、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		27	{6049}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統1（部屋排気系統）	No.1排風機	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		28	{6050}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統2（局所排気系統）	No.2排風機	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		29	{6051}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	No.3排風機	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		30	{6052}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	No.4排風機	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		31	{6053}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統4（局所排気系統）	No.5排風機	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		32	{6072}	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備No.2系統1（部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		33	{6073}	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備No.2系統2（局所排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		34	{6074}	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
30	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）	35	{6075}	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備No.2系統4（局所排気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		36	{6076-2}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統4（急冷塔給気）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		37	{6076-3}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統3（フィルタ冷却給気）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		38	{6076-4}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（自然給気）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		39	{6078}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統）	給気ファン	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		40	{6080-2}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2（系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
31	室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）	1	{6045}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V（給気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{6045-2}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統III系統VI（給気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{6045-3}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統IV（給気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		4	{6045-4}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII（給気系統）	閉じ込めダンパー	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		5	{6046}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V（給気系統）	給気ユニット（201AC）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		6	{6046-2}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統III系統VI（給気系統）	給気ユニット（202AC）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		7	{6046-3}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統IV（給気系統）	給気ユニット（203SU）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		8	{6046-4}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII（給気系統）	給気ユニット（204AC）	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		9	{6048}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V	差圧計	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		10	{6048-2}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統III系統VI	差圧計	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		11	{6048-3}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統IV	差圧計	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		12	{6048-4}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII	差圧計	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		13	{6048-5}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統I、系統II、系統V、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		14	{6048-6}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統III、系統VI、給気系統）	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称	機器名					
31	室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）	15	{6048-7}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統IV、給気系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		16	{6048-8}	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統VII、系統VIII、給気系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		17	{6076}	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統）	閉じ込めダンパー	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		18	{6078}	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		19	{6080}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4	差圧計	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		20	{6080-2}	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2（系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
32	漏水検知器の警報作動検査（注5）	1	{8052}	第2加工棟	緊急設備	漏水検知器	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{8056}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	漏水検知器	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
33	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）	1	{2064}	第2加工棟 第2-2 ベレット室	連続焼結炉No.2-1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{6138}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{8039}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		4	{8039-2}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		5	{8040}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（水素ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		6	{8041}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（プロパンガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		7	{8042}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（都市ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		8	{8046}	第2加工棟 第2-2 ベレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		9	{8046-2}	第2加工棟 第2開発室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		10	{8047}	第2加工棟 第2-2 ベレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		11	{8054}	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		12	{2024}	第2加工棟 第2-1 ベレット室	連続焼結炉No.1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称						機器名
34	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）	1	{2064}	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉No. 2-1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{6138}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{8025}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	加熱炉	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		4	{8026}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		5	{8039}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		6	{8039-2}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		7	{8040}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（水素ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		8	{8041}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（プロパンガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		9	{8042}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（都市ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		10	{8042-2}	屋外	緊急設備	感震計	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		11	{2024}	第2加工棟 第2-1ペレット室	連続焼結炉No. 1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
35	緊急停止機構の作動検査（注5）	1	{2064}	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉No. 2-1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{6138}	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{8025}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	加熱炉	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		4	{8026}	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		5	{8039}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		6	{8039-2}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		7	{8040}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（水素ガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		8	{8041}	屋外	緊急設備	緊急遮断弁（プロパンガス）	リ. その他の加工施設	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
		9	{2024}	第2加工棟 第2-1ペレット室	連続焼結炉No. 1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	管理番号	設置場所	設備・機器名称						機器名
36	地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査（注5）	1	{8061}	発電機・ポンプ棟	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{8060}	屋外（第1廃棄物貯蔵棟北外壁面）	緊急設備	上水送水用緊急遮断弁	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{8042-2}	屋外	緊急設備	感震計	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
37	モニタリングポストの警報作動検査（注5）	1	{7026}	屋外	モニタリングポストNo.1	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{7027}	屋外	モニタリングポストNo.2	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		3	{7027-2}	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト）	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
38	放送設備の一斉放送検査（注4）	1	{8007}	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注4）
		2	{8007-12}	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注4）
		3	{8007-3}	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注4）
		4	{8007-4}	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注4）
		5	{8007-5}	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注4） （第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備）
		6	{8007-7}	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注4）
		7	{8007-10}	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注4） （第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備）
		8	{8007-15}	発電機・ポンプ棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注4）
		9	{8007-21}	屋外	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注4）
		10	{8007-2}	第1-3貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	リ. その他の加工施設	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注4）
39	非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査（注5）	1	{8001}	発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備No.1	非常用発電機	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
		2	{8003}	屋外	非常用電源設備No.2	非常用発電機	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）

注1：下記検査項目の対象設備は、新規基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・負圧警報装置の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・気体廃棄設備の処理能力検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・濾過装置の性能確認検査
- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・故障時の排風機自動起動機構の作動検査
- ・送排風機の起動停止インターロックの作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動のために使用するものとして、今回の検査対象とする。

- ・自動火災報知設備の警報作動検査
- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査

注3：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、新規基準の設工認に基づく使用前検査を受けて対応工事後の機能維持のため、及び、加工施設の維持管理に不可欠な活動のために使用するものとして、今回の検査対象とする。

- ・搬送設備の停電時保持能力検査

注4：下記検査項目は、新たに定期事業者検査の対象としたが、注1と同じ理由により今回対象外とする。

- ・質量管理インターロックの作動検査
- ・放送設備の一斉放送検査

注5：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・フレームカーテンの作動状況確認検査、空気混入防止機構の作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・水検知時 投入口の閉じ込め弁閉止機構の作動検査
- ・供給制限機構の作動検査
- ・研削個数超過防止インターロックの作動検査
- ・回転数低下時研削停止インターロックの作動検査
- ・送排風機異常時インターロックの作動検査
- ・ダンパー開度異常時インターロックの作動検査
- ・室内負圧異常時インターロックの作動検査
- ・漏水検知器の警報作動検査
- ・可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査
- ・地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査
- ・緊急停止機構の作動検査
- ・地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査
- ・モニタリングポストの警報作動検査
- ・非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査

付表 気体廃棄設備No.1及び気体廃棄設備No.2の構成機器（管理番号で示す）

気体廃棄設備No.1、気体廃棄設備No.2の構成機器	6048-5			6048-6			6048-7		6048-8			6080-2					
	系統Ⅰ(部屋)	系統Ⅱ(部屋)	系統Ⅴ(局所)	給気系統	系統Ⅲ(部屋)	系統Ⅵ(局所)	給気系統	系統Ⅳ(部屋)	給気系統	系統Ⅶ(部屋)	系統Ⅷ(局所)	給気系統	系統1	系統2	系統3	系統4	給気系統
排風機	6001	6002	6005	—	6003	6006	—	6004	—	6007	6008	—	6049	6050	6051,6052	6053,6054	—
フィルタユニット(排風機室側)	6009	6010	6013	—	6011	6014	—	6012	—	6015	6016	—	6055	6056	6057	6058	—
フィルタユニット(設備側)	—	—	6017	—	—	6018	—	—	—	—	6019	—	—	—	6059,6060	6061,6062	—
ダクト	6020	6021	6024	6047	6022	6025	6047-2	6023	6047-3	6026	6027	6047-4	6063	6064	6065	6066	6079
閉じ込め弁	6028	6029	6032	6036	6030	6033	6036-2	6031	6036-3	6034	6035	6036-4	6067	6068	6069	6070	6071,6071-2,6071-3,6071-4
閉じ込めダンパー	6037	6038	6041	6045	6039	6042	6045-2	6040	6045-3	6043	6044	6045-4	6072	6073	6074	6075	6076,6076-2,6076-3,6076-4
閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用)	6037-2	—	—	—	—	—	—	—	—	6043-2	—	—	—	—	—	—	—
閉じ込めダンパー(リサイクル運転切替用)	6037-3	—	—	—	—	—	—	—	—	6043-3	—	—	—	—	—	—	—
給気ユニット(No.1)、給気フィルタ、給気ファン(No.2)	—	—	—	6046	—	—	6046-2	—	6046-3	—	—	6046-4	—	—	—	—	6077,6077-2,6077-3,6077-4,6078
差圧計	6048	6048	6048	—	6048-2	6048-2	—	6048-3	—	6048-4	6048-4	—	6080	6080	6080	6080	—
防火ダンパー	6045	6045	6045	6045	6045	6045	6045	6045	6045	6045	6045	6045	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{1001}	ヘ、核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 外観点検 巡視 定期点検	C	10Y(※1) 12M 1M 3Y(次回:2024/3)	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※1)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					不法侵入	第九条	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					遮蔽	第二十二条第1項	—				
						第二十二条第2項	—				
					{1002}	ハ、成型施設	第2加工棟				
地盤	第五条	—									
地震	第六条第1項(※1)	—									
外部衝撃	第八条第1項	—									
	第八条第2項	—									
不法侵入	第九条	—									
閉じ込め	第十条	—									
火災等	第十一条第3項	—									
	第十一条第5項	—									
溢水	第十二条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
放管	第十九条	—									
汚染防止	第二十一条	—									
遮蔽	第二十二条第1項	—									
	第二十二条第2項	—									
換気	第二十三条	—									
{1004}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 外観点検 巡視 定期点検	C	10Y(※1) 12M 1M 3Y(次回:2025/3)	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※1)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					不法侵入	第九条	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					放管	第十九条	—				
					汚染防止	第二十一条	—				
遮蔽	第二十二条第1項	—									
	第二十二条第2項	—									
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考									
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号														
{1005}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 外観点検 巡視 定期点検	C	10Y(※1) 12M 1M 3Y(次回:2025/3)	今回対象外(注7)									
					地震	第六条第1項(※1)	—													
					外部衝撃	第八条第1項	—													
						第八条第2項	—													
					不法侵入	第九条	—													
					閉じ込め	第十条	—													
					火災等	第十一条第3項	—													
					溢水	第十二条	—													
					安全機能	第十四条第1項	—													
						第十四条第2項	—													
{1006}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 外観点検 巡視 定期点検	C	10Y(※1) 12M 1M 3Y(次回:2027/3)	今回対象外(注7) 第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備									
					地震	第六条第1項(※1)	—													
					外部衝撃	第八条第1項	—													
						第八条第2項	—													
					不法侵入	第九条	—													
					閉じ込め	第十条	—													
					火災等	第十一条第3項	—													
					溢水	第十二条	—													
					安全機能	第十四条第1項	—													
						第十四条第2項	—													
{1007}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 外観点検 巡視 定期点検	C	10Y(※1) 12M 1M 3Y(次回:2027/3)	今回対象外(注7)									
					地震	第六条第1項(※1)	—													
					外部衝撃	第八条第1項	—													
					火災等	第十一条第3項	—													
					安全機能	第十四条第1項	—													
						第十四条第2項	—													
					遮蔽	第二十二条第1項	—													
						第二十二条第2項	—													
					{1008}	リ. その他の加工施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室					遮蔽壁	遮蔽壁 No.1	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 巡視	C	10Y(※1) 1M	今回対象外(注7)
														地震	第六条第1項(※1)	—				
火災等	第十一条第3項	—																		
安全機能	第十四条第1項	—																		
	第十四条第2項	—																		
遮蔽	第二十二条第1項	—																		
	第二十二条第2項	—																		
{1009}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁	遮蔽壁 No.2	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 巡視	C	10Y(※1) 1M	今回対象外(注7)									
					地震	第六条第1項(※1)	—													
					外部衝撃	第八条第1項	—													
					火災等	第十一条第3項	—													
					安全機能	第十四条第1項	—													
						第十四条第2項	—													
					遮蔽	第二十二条第1項	—													
						第二十二条第2項	—													

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{1010}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁	遮蔽壁 No. 3	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 巡視	C	10Y(※1) 1M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※1)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					遮蔽	第二十二条第1項	—				
—	第二十二条第2項	—									
{1011}	リ. その他の加工施設	第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵室、第4-8廃棄物貯蔵室、第4-9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁	遮蔽壁 No. 4	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 巡視	C	10Y(※1) 1M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※1)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					遮蔽	第二十二条第1項	—				
					—	第二十二条第2項	—				
{1012}	リ. その他の加工施設	第1加工棟 北側屋外	防護壁	防護壁 No. 1	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 巡視	C	10Y(※1) 1M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※1)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
遮蔽	第二十二条第1項	—									
—	第二十二条第2項	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考		
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号							
{2042}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機No.2-1粉末缶昇降リフト	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注3）		
						第四条第2項	—						
						地盤	第五条	—				作動試験	3M
						地震	第六条第1項（※2）	—					
						閉じ込め	第十条	—					
						火災等	第十一条第3項	—					
						溢水	第十二条	—					
						安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—						
						搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）					
{2043}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機No.2-1粉末缶移載機	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注3）		
						第四条第2項	—						
						地盤	第五条	—				作動試験	3M
						地震	第六条第1項（※2）	—					
						閉じ込め	第十条	—					
						火災等	第十一条第3項	—					
						溢水	第十二条	—					
						安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—						
						搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）					
{2044}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機No.2-1粉末投入機	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注2）、（注5）		
						第四条第2項	—						
						地盤	第五条	—				作動試験	1、6M
						地震	第六条第1項（※2）	—					
						閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）					
						火災等	第十一条第3項	—					
						溢水	第十二条	水検知時 投入口の閉じ込め弁閉止機構の作動検査(注5)					
						安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—						
						搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）					
{2045}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機No.2-1粉末混合機	—	臨界	第四条第1項	質量管理インターロックの作動検査（注4）	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注4）、（注5）		
						第四条第2項	—						
						地盤	第五条	—				作動試験	1、3M
						地震	第六条第1項（※2）	—					
						外部衝撃	第八条第2項	—					
						閉じ込め	第十条	—					
						火災等	第十一条第3項	—					
						溢水	第十二条	水検知時 投入口の閉じ込め弁閉止機構の作動検査(注5)					
						安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—						
警報	第十八条第2項	質量管理インターロックの作動検査（注4） 水検知時 投入口の閉じ込め弁閉止機構の作動検査(注5)											
{2046}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機No.2-1	粉末搬送容器	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注6）		
						第四条第2項	—						
						閉じ込め	第十条	—				作動試験	1M
						火災等	第十一条第3項	—					
						溢水	第十二条	—					
						安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—						

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{2047}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機No.2-1	粉末搬送容器 昇降リフト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、3、6、 1 2M 1M	今回対象外（注2）、 （注3）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	作動試験			
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）				
{2048}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	供給瓶No.2-1	供給瓶	臨界	第四条第1項	質量管理インターロックの作動検査（注4）	外観点検	C	3、6、1 2M 3、1 2M 1 2M	今回対象外（注4）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—	作動試験			
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—	計器校正			
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	質量管理インターロックの作動検査（注4）				
					{2050}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	プレスNo.2-1			
	第四条第2項	—									
地盤	第五条	—	作動試験								
地震	第六条第1項（※2）	—									
閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	分解点検								
火災等	第十一条第3項	—									
溢水	第十二条	—	機能・性能 試験								
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
{2051}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉No.2-1	研磨屑乾燥機	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、1 2M 1、6M 1 2M	今回対象外（注2）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—	作動試験			
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	計器校正			
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—									
{2052}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉No.2-1	破碎装置	臨界	第四条第1項	供給制限機構の作動検査（注5）	外観点検	C	1、3、6、 1 2M 3M	今回対象外（注2）、 （注5）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—	機能・性能 試験			
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—	設備内風速・負圧の確認検査（注2）			
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	供給制限機構の作動検査（注5）				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号
{2053}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉No.2-1	粉末取扱フード	臨界	第四条第1項	供給制限機構の作動検査（注5）	外観点検 機能・性能試験	C	1、3、6、12M 3M	今回対象外（注2）、（注5）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第八条第2項	—				
						第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{2054}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉No.2-1	粉末取扱機	臨界	第四条第1項	供給制限機構の作動検査（注5）	外観点検 機能・性能試験	C	1、3、6、12M 3M	今回対象外（注2）、（注5）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第八条第2項	—				
						第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{2055}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉No.2-1	焙焼炉	臨界	第四条第1項	—	外観点検 機能・性能試験	C	1、3、6、12M 3M	今回対象外（注2）、（注5）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						第十八条第2項	供給制限機構の作動検査（注5）				
{2057}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台No.4	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	今回対象外（注7）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						{2058}	ハ. 成型施設				
第四条第2項	—										
第五条	—										
第六条第1項（※2）	—										
第十条	—										
第十一条第3項	—										
第十二条	—										
第十四条第1項	—										
第十四条第2項	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{2059}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機No.2-1圧粉ペレット搬送装置	圧粉ペレット採取部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3、6、12 M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—		作動試験		3、6 M
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	—										
{2060}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機No.2-1圧粉ペレット搬送装置	圧粉ペレット移載部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3、6、12 M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—		作動試験		3、6 M
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	—										
{2061}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機No.2-1ポート搬送装置	ポート搬送装置部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3、6、12 M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—		作動試験		3、6 M
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	—										
{2062}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機No.2-1ポート搬送装置	段積装置部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3、6、12 M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—		作動試験		3、6 M
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	—										
{2063}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	有軌道搬送装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、12 M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—		作動試験		1、3 M
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{2064}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 作動試験 外観点検 計器校正	C	3、1 2 M	今回対象外（注1）、（注2）、（注5）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条					—
						地震	第六条第1項（※2）					—
						外部衝撃	第八条第1項					—
							第八条第2項					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項（※2）					—
							第十一条第4項（※2）					—
							第十一条第5項（※2）					連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1） 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）
							第十一条第6項（※2）					過加熱防止機構の作動検査（注2）
							第十一条第7項（※2）					自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1） フレームカーテンの作動状況確認検査（注5） パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注5） 異常圧逃がし機構の作動検査（注1）
												第十二条
						安全機能	第十四条第1項					—
							第十四条第2項					—
							第十四条第3項					異常圧逃がし機構の作動検査（注1）
						警報	第十八条第1項					連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1） 過加熱防止機構の作動検査（注2） 自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1） パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注5） 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）
							第十八条第2項					地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 緊急停止機構の作動検査（注5）
												第二十四条第2項
							{2064-2}					ハ、成型施設
地震	第六条第1項（※2）	—										
外部衝撃	第八条第1項	—										
	第八条第2項	—										
火災等	第十一条第3項（※2）	—										
	第十一条第7項（※2）	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）										
安全機能	第十四条第1項	—										
	第十四条第2項	—										
警報	第十八条第1項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）										
	第十八条第2項	—										
{2064-3}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	空気混入防止機構	—	地盤	第五条	—	外観点検	B	3 M	今回対象外（注5）	
						地震	第六条第1項（※2）					—
						火災等	第十一条第3項（※2）					—
							第十一条第7項（※2）					フレームカーテンの作動状況確認検査（注5）
						安全機能	第十四条第1項					—
							第十四条第2項					—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{2064-4}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	失火検知機構	—	地盤	第五条	—	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第7項（※2）	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注5）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
警報	第十八条第1項	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注5）									
	第十八条第2項	—									
{2064-5}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	過加熱防止機構	—	地盤	第五条	—	作動試験	B	6 M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第6項（※2）	過加熱防止機構の作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
警報	第十八条第1項	過加熱防止機構の作動検査（注2）									
	第十八条第2項	—									
{2064-6}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	冷却水圧力低下検知機構	—	地盤	第五条	—	作動試験	C	6 M	今回対象外（注1）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第5項（※2）	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
警報	第十八条第1項	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1）									
	第十八条第2項	—									
{2064-7}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	圧力逃がし機構	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第7項（※2）	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						第十四条第3項	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）				
{2064-8}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	可燃性ガス配管	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	B	3、1 2 M	今回対象外（注6）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第5項（※2）	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考					
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号										
{2065}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ポート置台	焼結ポート置台部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注6）					
						第四条第2項	—									
						第五条	—									
						第六条第1項（※2）	—									
						第十条	—									
						第十一条第3項	—									
						第十二条	—									
						第十四条第1項	—									
{2066}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ポート置台	焼結ポート解体部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注6）					
						第四条第2項	—									
						第五条	—									
						第六条第1項（※2）	—									
						第十条	—									
						第十一条第3項	—									
						第十二条	—									
						第十四条第1項	—									
{2067}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1	ペレット移載部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1 2M	今回対象外（注6）					
						第四条第2項	—									
						第五条	—									
						第六条第1項（※2）	—									
													第十条	—	作動試験	3M
													第十一条第3項	—		
													第十二条	—		
													第十四条第1項	—		
{2068}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1	S U S トレイ搬送部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1 2M	今回対象外（注6）					
						第四条第2項	—									
						第五条	—									
						第六条第1項（※2）	—									
													第十条	—	作動試験	3M
													第十一条第3項	—		
													第十二条	—		
													第十四条第1項	—		
{2069}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1	S U S トレイ保管台部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1 2M	今回対象外（注6）					
						第四条第2項	—									
						第五条	—									
						第六条第1項（※2）	—									
													第十条	—	作動試験	3M
													第十一条第3項	—		
													第十二条	—		
													第十四条第1項	—		
						第十四条第2項	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{2070}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	ペレット供給機	臨界	第四条第1項	研削個数超過防止インターロックの作動検査（注5）	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注5）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条					—
						地震	第六条第1項（※2）					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—											
{2071}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	センタレス研削盤	臨界	第四条第1項	研削個数超過防止インターロックの作動検査（注5）	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注2）、（注5）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—	作動試験	1、3、6M		
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						外部衝撃	第八条第2項	—	機能・性能試験	12M		
						閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—					
警報	第十八条第1項	—										
第十八条第2項	研削個数超過防止インターロックの作動検査（注5）											
{2072}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	ペレット乾燥機	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注6）	
						地震	第六条第1項（※2）					—
						閉じ込め	第十条	—	作動試験	3M		
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—											
{2073}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置	ペレット検査台部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—	作動試験	3M		
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—											
{2074}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置	ペレット移載部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—	作動試験	3M		
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—											

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考			
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号								
{2075}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置	ペレット採取部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、 1 2M	今回対象外（注6）			
						第四条第2項	—							
						地盤	—					作動試験	3M	
						地震	第六条第1項（※2）							—
						閉じ込め	第十条							—
						火災等	第十一条第3項							—
						溢水	第十二条							—
						安全機能	第十四条第1項							—
						第十四条第2項	—							
						第十四条第2項	—							
{2076}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置	波板搬送コンベア No.1部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、 1 2M	今回対象外（注6）			
						第四条第2項	—							
						地盤	—					作動試験	3M	
						地震	第六条第1項（※2）							—
						閉じ込め	第十条							—
						火災等	第十一条第3項							—
						溢水	第十二条							—
						安全機能	第十四条第1項							—
						第十四条第2項	—							
						第十四条第2項	—							
{2077}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置	波板搬送コンベア No.2部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、 1 2M	今回対象外（注6）			
						第四条第2項	—							
						地盤	—					作動試験	3M	
						地震	第六条第1項（※2）							—
						閉じ込め	第十条							—
						火災等	第十一条第3項							—
						溢水	第十二条							—
						安全機能	第十四条第1項							—
						第十四条第2項	—							
						第十四条第2項	—							
{2078}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置	目視検査部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、 1 2M	今回対象外（注6）			
						第四条第2項	—							
						地盤	—					作動試験	3M	
						地震	第六条第1項（※2）							—
						閉じ込め	第十条							—
						火災等	第十一条第3項							—
						溢水	第十二条							—
						安全機能	第十四条第1項							—
						第十四条第2項	—							
						第十四条第2項	—							
{2079}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置	入庫前コンベア部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、 1 2M	今回対象外（注6）			
						第四条第2項	—							
						地盤	—					作動試験	3M	
						地震	第六条第1項（※2）							—
						閉じ込め	第十条							—
						火災等	第十一条第3項							—
						溢水	第十二条							—
						安全機能	第十四条第1項							—
						第十四条第2項	—							
						第十四条第2項	—							

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{2080}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置	波板移載部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、 1 2M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—	作動試験		3M	
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—										
{2081}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	研磨屑回収装置	臨界	第四条第1項	回転数低下時研削停止インターロックの作動検査（注5）	外観点検	C	1、3、6、 1 2M	今回対象外（注5）
						第四条第2項	—				
						第五条	—	作動試験		1 2M	
						第六条第1項（※2）	—				
						第八条第2項	—	機能・性能 試験		1 2M	
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
第十八条第1項	—										
第十八条第2項	回転数低下時研削停止インターロックの作動検査（注5）										
{2082}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	研削液タンク	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、 1 2M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—	作動試験		1 2M	
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—	機能・性能 試験		1 2M	
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						第十八条第1項	—				
{2083}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1	配管	臨界	第四条第2項	—	外観点検	C	3M	今回対象外（注6）
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{2084}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台 No.7	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{2085}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室	ペレット検査台No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注7）
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験	6M	
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	—			
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
第十四条第2項	—	—									
{2087}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	焙焼炉No.2-1 運搬台車	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						閉じ込め	第十条	—	作動試験	6M	
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
						第十四条第2項	—	—			
						第十四条第2項	—	—			
{2089}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	スクラップ保管ラックF型運搬台車	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						閉じ込め	第十条	—	作動試験	6M	
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
						第十四条第2項	—	—			
						第十四条第2項	—	—			
{2090}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	ペレット運搬台車No.3	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
						第四条第2項	—				
						閉じ込め	第十条	—	作動試験	6M	
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
						第十四条第2項	—	—			
						第十四条第2項	—	—			
{3001}	ニ、被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機No.1	ペレット保管箱置台部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、2、3、6、12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験	1、3、6M	
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	—			
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
第十四条第2項	—	—									
{3002}	ニ、被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機No.1	ペレット保管箱搬送部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、2、3、6、12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験	1、3、6M	
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	—			
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
第十四条第2項	—	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{3003}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機No.1	波板移載部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、2、3、6、12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3004}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機No.1	ペレット編成挿入部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、2、3、6、12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3006}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒解体装置No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3007}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3008}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	脱ガス設備No.1	真空加熱炉部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3008-2}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒トレイ	—	臨界	第五条	—	作動試験	機能・性能試験	3、6、12M	{3008-2}燃料棒トレイは、{3008}脱ガス設備No.1 真空加熱炉部を含めて維持管理を行う。
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	計器校正	12M								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{3009}	二、被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1	運搬台車	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3010}	二、被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1	燃料棒搬送 No.1-1部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3011}	二、被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1	第二端栓溶接 No.1-1部	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{3012}	二、被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1	第二端栓溶接 No.1-2部	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{3013}	二、被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1	燃料棒搬送 No.1-2部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考		
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号	
{3014}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1	燃料棒 移載(1)部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1 2M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
					地盤	第五条	—	作動試験				6M
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
	第十四条第2項	—										
{3015}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1	被覆管コンベア部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、4、6、1 2M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
					地盤	第五条	—	作動試験				1、4、6M
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
	第十四条第2項	—										
{3016}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1	除染コンベア部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、4、6、1 2M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
					地盤	第五条	—	作動試験				1、4、6M
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
	第十四条第2項	—										
{3017}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1	燃料棒トレイ 移載部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1 2M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
					地盤	第五条	—	作動試験				6M
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
	第十四条第2項	—										
{3018}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置（A）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、1 2M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
					地盤	第五条	—	作動試験				6M
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
	第十四条第2項	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{3019}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置（2）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						第五条	—					
						地震	第六条第1項（※2）					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—	—										
{3020}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						第五条	—					
						地震	第六条第1項（※2）					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—	—										
{3021}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室 第2-2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8	被覆管コンベア No.8-1部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						第五条	—					
						地震	第六条第1項（※2）					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—	—										
{3022}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室 第2-2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8	燃料棒移載 No.8-1部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						第五条	—					
						地震	第六条第1項（※2）					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—	—										
{3023}	ニ．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室 第2-2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8	燃料棒移載 No.8-2部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						第五条	—					
						地震	第六条第1項（※2）					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{3024}	ニ、被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	ペレット一時保管台	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3025}	ニ、被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	ペレット検査装置 No. 5	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6 M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3026}	ニ、被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1	ペレット保管箱搬送部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、4、6、1 2 M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3027}	ニ、被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1	ペレット編成挿入部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、4、6、1 2 M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3028}	ニ、被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{3029}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No.9	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3030}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No.10	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外（注7）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3031}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.9	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、4、6、1.2M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						作動試験	第十条	—	4M		
							第十一条第3項	—			
							第十二条	—			
							第十四条第1項	—			
{3032}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	X線透過試験機 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、1.2M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						作動試験	第十条	—	3M		
							第十一条第3項	—			
							第十二条	—			
							第十四条第1項	—			
{3033}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1	トレイ挿入部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1.2M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項（※2）	—				
						作動試験	第十条	—	1、3、6、1.2M		
							第十一条第3項	—			
							第十二条	—			
							第十四条第1項	—			
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{3034}	二、被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1	ヘリウムリーク試験部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1 2M 1、3M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—				作動試験
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				計器校正
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				分解点検
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	機能・性能試験	1 2M									
{3035}	二、被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1	燃料棒移送（B）部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1 2M 3M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—				作動試験
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				計器校正
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				分解点検
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	機能・性能試験	1 2M									
{3036}	二、被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1	石定盤部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、1 2M 3M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—				作動試験
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				計器校正
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				分解点検
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	機能・性能試験	1 2M									
{3037}	二、被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1	燃料棒移送（C）部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1 2M 3M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—				作動試験
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				計器校正
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				分解点検
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	機能・性能試験	1 2M									
{3038}	二、被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.4	ストックコンベア（1）部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1 2M 1、6M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	第五条	—				作動試験
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						閉じ込め	第十条	—				計器校正
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				分解点検
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—	機能・性能試験	1 2M									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{3039}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.4	燃料棒 移載 (3) 部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12 M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
					地盤	第五条	—	作動試験				6 M
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
	第十四条第2項	—										
{3040}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒 移載 (4) 部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12 M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
					地盤	第五条	—	作動試験				6 M
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
	第十四条第2項	—										
{3041}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒 置台 (1) 部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
					地盤	第五条	—	作動試験				6 M
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
	第十四条第2項	—										
{3042}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒 置台 (2) 部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
					地盤	第五条	—	作動試験				6 M
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
	第十四条第2項	—										
{3043}	二．被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒コンベア (1) 部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
					地盤	第五条	—	作動試験				6 M
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
	第十四条第2項	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{3044}	二. 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒コンベア(2)部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1M	今回対象外(注6)
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3045}	二. 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6	燃料棒移載(5)部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12M	今回対象外(注6)
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3046}	二. 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6	ストックコンベア(2)部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注6)
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{3047}	二. 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6	燃料棒移載(6)部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12M	今回対象外(注6)
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{4001}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	組立機No.1 燃料棒挿入装置(1)	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注6)
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{4002}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機No.2燃料構挿入装置(1)	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注6)
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{4003}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機No.1	組立定盤部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注6)
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{4004}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機No.1	スウェージング部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注6)
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{4005}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機No.2	組立定盤部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注6)
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
{4006}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機No.2	スウェージング部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注6)
						第四条第2項	—				
						第五条	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{4007}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体取扱機 No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	—					作動試験
						地震	—					
						閉じ込め	—					
						火災等	—					
						溢水	—					
						安全機能	—					
{4008}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	整型定盤 No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	—					
						地震	—					
						閉じ込め	—					
						火災等	—					
						溢水	—					
						安全機能	—					
{4009}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体外観検査装置 No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						地盤	—					
						地震	—					
						閉じ込め	—					
						火災等	—					
						溢水	—					
						安全機能	—					
{4010}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1	燃料棒移送(D)部	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12M	今回対象外（注7）	
						第四条第2項	—					
						地盤	—					作動試験
						地震	—					
						閉じ込め	—					
						火災等	—					
						溢水	—					
						安全機能	—					
{4011}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1	石定盤部	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注7）	
						第四条第2項	—					
						地盤	—					
						地震	—					
						閉じ込め	—					
						火災等	—					
						溢水	—					
						安全機能	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{4012}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1	燃料棒移送(E)部	臨界	第四条第1項	—	作動試験	C	6M	今回対象外（注7）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—									
{4013}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室 第2集合体保管室	2 ton 天井クレーン No.1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2M	
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項（※2）	—	外観点検	1、1 2M		
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験	1、1 2M		
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—	絶縁測定	1 2M		
						第十四条第2項	—				
						第十四条第3項	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）				
					搬送	第十六条	—				
{4014}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2梱包室 第2集合体保管室	2. 8 ton 天井クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2M	
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項（※2）	—	外観点検	1、1 2M		
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験	1、1 2M		
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—	絶縁測定	1 2M		
						第十四条第2項	—				
						第十四条第3項	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）				
					搬送	第十六条	—				
{4015}	ホ. 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室 第2-1燃料棒検査室 第2燃料棒保管室 第2部品室 第2梱包室 第2輸送容器保管室	燃料棒運搬台車 No.1	—	臨界	第四条第2項	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注6）
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{5001}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟 第2加工棟	保管容器F型	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

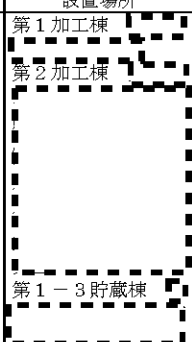
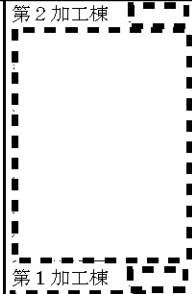
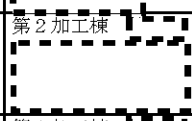

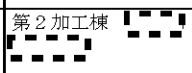
管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{5002}	へ、核燃料物質の貯蔵施設		保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
{5004}	へ、核燃料物質の貯蔵施設		保管容器G型	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					火災等	第十一条第3項	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
{5005}	へ、核燃料物質の貯蔵施設		保管容器H型	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					火災等	第十一条第3項	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
{5009}	へ、核燃料物質の貯蔵施設		第1-1輸送物保管区域	—	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）	
					閉じ込め	第十条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
{5011}	へ、核燃料物質の貯蔵施設		輸送容器搬送コンベア No.1-1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、1 2 M		
						第四条第2項	—					
					地震	第六条第1項（※2）	—	作動試験				3、6 M
					不法侵入	第九条	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考		
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号							
{5012}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベア No.1-2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M			
						第四条第2項	—						
						地震	第六条第1項(※2)	—				作動試験	3、6M
						不法侵入	第九条	—					
						閉じ込め	第十条	—					
						火災等	第十一条第3項	—					
						溢水	第十二条	—					
						安全機能	第十四条第1項	—					
							第十四条第2項	—					
						搬送	第十六条	—					
{5013}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベア No.2-1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M			
						第四条第2項	—						
						地震	第六条第1項(※2)	—				作動試験	3、6M
						不法侵入	第九条	—					
						閉じ込め	第十条	—					
						火災等	第十一条第3項	—					
						溢水	第十二条	—					
						安全機能	第十四条第1項	—					
							第十四条第2項	—					
						搬送	第十六条	—					
{5014}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベア No.2-2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M			
						第四条第2項	—						
						地震	第六条第1項(※2)	—				作動試験	3、6M
						不法侵入	第九条	—					
						閉じ込め	第十条	—					
						火災等	第十一条第3項	—					
						溢水	第十二条	—					
						安全機能	第十四条第1項	—					
							第十四条第2項	—					
						搬送	第十六条	—					
{5015}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No.1-1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M			
						第四条第2項	—						
						地震	第六条第1項(※2)	—				作動試験	3、6M
						不法侵入	第九条	—					
						火災等	第十一条第3項	—					
						溢水	第十二条	—					
						安全機能	第十四条第1項	—					
							第十四条第2項	—					
						搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)					
						{5016}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟					
第四条第2項	—												
地震	第六条第1項(※2)	—	作動試験	3、6M									
不法侵入	第九条	—											
火災等	第十一条第3項	—											
溢水	第十二条	—											
安全機能	第十四条第1項	—											
	第十四条第2項	—											
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)											

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{5017}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 2-1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M		
						第四条第2項	—					
						地震	第六条第1項（※2）	—				作動試験
						不法侵入	第九条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）										
{5018}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 2-2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M		
						第四条第2項	—					
						地震	第六条第1項（※2）	—				作動試験
						不法侵入	第九条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）										
{5019}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶搬送コンベア No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M		
						第四条第2項	—					
						地震	第六条第1項（※2）	—				作動試験
						不法侵入	第九条	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—											
搬送	第十六条	—										
{5020}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶搬送コンベア No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M		
						第四条第2項	—					
						地震	第六条第1項（※2）	—				作動試験
						不法侵入	第九条	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—											
搬送	第十六条	—										
{5021}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料搬送設備 No. 2	粉末スタッカクレーン	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M		
						第四条第2項	—					
						地震	第六条第1項（※2）	—				作動試験
						不法侵入	第九条	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—											
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{5022} {5023}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟		原料搬送設備 No.2	粉末缶コンベア	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	(計2台)
							第四条第2項	—				
							第六条第1項(※2)	—				
							第九条	—				
							第十条	—				
							第十一条第3項	—				
							第十二条	—				
							第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
							第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
{5024}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟		原料搬送設備 No.2	粉末缶受台	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	
							第四条第2項	—				
							第六条第1項(※2)	—				
							第九条	—				
							第十条	—				
							第十一条第3項	—				
							第十二条	—				
							第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
							第十六条	—				
{5025}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟		原料搬送設備 No.2	粉末缶台車	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	
							第四条第2項	—				
							第六条第1項(※2)	—				
							第九条	—				
							第十条	—				
							第十一条第3項	—				
							第十二条	—				
							第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
							第十六条	—				
{5026}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟		原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No.1	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	
							第四条第2項	—				
							第六条第1項(※2)	—				
							第九条	—				
							第十条	—				
							第十一条第3項	—				
							第十二条	—				
							第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
							第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
{5027}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟		原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No.2	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	
							第四条第2項	—				
							第六条第1項(※2)	—				
							第九条	—				
							第十条	—				
							第十一条第3項	—				
							第十二条	—				
							第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
							第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{5028}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No.3	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	
						第四条第2項	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第九条	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
{5029}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No.4	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	
						第四条第2項	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第九条	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
{5030}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備D型 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	
						第四条第2項	—				
						第六条第1項(※2)	—				
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						第二十二條第1項	—				
						{5031}	へ、核燃料物質の貯蔵施設				
第四条第2項	—										
第六条第1項(※2)	—										
第十条	—										
第十一条第3項	—										
第十二条	—										
第十四条第1項	—										
第十四条第2項	—										
第二十二條第1項	—										
{5030-2}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末保管パレット	—	臨界			第四条第1項	—	外観点検	C
						第十条	—				
						第十一条第3項	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{5036}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックF型 No.2-1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3M	今回対象外（注7）
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験	3M	
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	—	—		
						火災等	第十一条第3項	—	—		
						溢水	第十二条	—	—		
						安全機能	第十四条第1項	—	—		
第十四条第2項	—	—	—								
{5037}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックD型 No.2-1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験	3M	
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	—	—		
						火災等	第十一条第3項	—	—		
						溢水	第十二条	—	—		
						安全機能	第十四条第1項	—	—		
第十四条第2項	—	—	—								
{5038}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックE型 No.2-1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3M	今回対象外（注7）
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験	3M	
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	—	—		
						火災等	第十一条第3項	—	—		
						溢水	第十二条	—	—		
						安全機能	第十四条第1項	—	—		
第十四条第2項	—	—	—								
{5039}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックD型 No.2-1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験	3M	
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	—	—		
						火災等	第十一条第3項	—	—		
						溢水	第十二条	—	—		
						安全機能	第十四条第1項	—	—		
第十四条第2項	—	—	—								
{5040}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックB型 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	
						第六条第1項（※2）	—				
						外部衝撃	第八条第1項	—	作動試験	3M	
						閉じ込め	第十条	—			
						火災等	第十一条第3項	—	—		
						溢水	第十二条	—	—		
						安全機能	第十四条第1項	—	—		
						第十四条第2項	—	—	—		
遮蔽	第二十二条第1項	—	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{5040-2}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管	ペレット	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	{5040}ペレット保管ラックB型No.1に含めて維持管理を行う。
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
{5041}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備	No.3	ペレットスタッククレーン	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	
						地震	第六条第1項(※2)	—				
						不法侵入	第九条	—	作動試験	1M		
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
						搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
{5042}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備	No.3	ペレット保管箱台車	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注7)
						地盤	第五条	—				
						地震	第六条第1項(※2)	—	作動試験	1M		
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
{5043}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備	No.3	ペレット保管箱台車No.1	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注6)
						地盤	第五条	—				
						地震	第六条第1項(※2)	—	作動試験	1、12M		
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
{5044}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備	No.3	ペレット保管箱台車No.2	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注6)
						地盤	第五条	—				
						地震	第六条第1項(※2)	—	作動試験	1、12M		
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
{5045}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備	No.4	ペレットリフター	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外(注3)
							第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験	1M		
						地震	第六条第1項(※2)	—				
						閉じ込め	第十条	—				
						火災等	第十一条第3項	—				
						溢水	第十二条	—				
						安全機能	第十四条第1項	—				
							第十四条第2項	—				
						搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{5046}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備 No.4	ペレット保管箱受台	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、3、6、12M	今回対象外（注6）	
						第四条第2項	—					
						第五条	—					
						地震	第六条第1項（※2）					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項	—					
						第十四条第2項	—					
{5047}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックE型 No.2-1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M		
						第四条第2項	—					
						地震	第六条第1項（※2）					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項	—					
						第十四条第2項	—					
						遮蔽	第二十二条第1項					—
{5048}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックE型リフター	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1、6、12M	今回対象外（注3）	
						第四条第2項	—					
						地震	第六条第1項（※2）					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項	—					
						第十四条第2項	—					
						搬送	第十六条					搬送設備の停電時保持能力検査（注3）
{5049}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M		
						地震	第六条第1項（※2）					—
						外部衝撃	第八条第1項					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項	—					
						第十四条第2項	—					
						遮蔽	第二十二条第1項					—
{5050}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型 No.2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M		
						地震	第六条第1項（※2）					—
						外部衝撃	第八条第1項					—
						閉じ込め	第十条					—
						火災等	第十一条第3項					—
						溢水	第十二条					—
						安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項	—					
						第十四条第2項	—					
						遮蔽	第二十二条第1項					—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{5051}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.7	燃料棒トレイコンベア	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	1、4、6、 1 2 M 4、6 M	
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					不法侵入	第九条	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					搬送	第十六条	—				
							—				
{5052}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.7	燃料棒スタッカクレーン	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	1、3、6、 1 2 M 6 M	
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					不法侵入	第九条	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）				
							—				
{5053}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
							—				
{5054}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型 No.2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
							—				
{5055}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管ラックD型 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
							—				
{5056}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-2燃料集合体保管区域	—	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注6）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{5057}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-3燃料集集体保管区域	—	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注6）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{5058}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-1燃料集集体保管区域	—	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注6）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{5059}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-4燃料集集体保管区域	—	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注6）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{5060}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	5 ton 天井クレーン	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2M	
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験	1、1 2M		
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					第十四条第3項	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）	—	絶縁測定	1 2M		
					搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）				
{5061}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	分析試料保管棚	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注6）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					{5062}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟				
	第四条第2項	—									
地盤	第五条	—									
地震	第六条第1項（※2）	—									
閉じ込め	第十条	—									
火災等	第十一条第3項	—									
溢水	第十二条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
汚染防止	第二十一条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考			
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号		
{6001}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統I (部屋排気系統)	排風機 (301-F)	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	3M	今回対象外(注2), (注5)		
					地震	第六条第1項(※2)	—						
					外部衝撃	第八条第2項	—						
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)					外観点検	3、4、6、12M
					火災等	第十一条第3項	—					作動試験	1、4M
						第十一条第5項	—						
					溢水	第十二条	—					分解点検	4M
					安全機能	第十四条第1項	—						
						第十四条第2項	—					絶縁測定	12M
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)						
					廃棄	第二十条	—						
換気	第二十三条	—											
{6002}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統II (部屋排気系統)	排風機 (302-F)	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	3M	今回対象外(注2), (注5)		
					地震	第六条第1項(※2)	—						
					外部衝撃	第八条第2項	—						
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)					外観点検	3、4、6、12M
					火災等	第十一条第3項	—					作動試験	1、4M
						第十一条第5項	—						
					溢水	第十二条	—					分解点検	4M
					安全機能	第十四条第1項	—						
						第十四条第2項	—					絶縁測定	12M
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)						
					廃棄	第二十条	—						
換気	第二十三条	—											
{6003}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統III (部屋排気系統)	排風機 (303-F)	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	3M	今回対象外(注2), (注5)		
					地震	第六条第1項(※2)	—						
					外部衝撃	第八条第2項	—						
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)					外観点検	3、4、6、12M
					火災等	第十一条第3項	—					作動試験	1、4M
						第十一条第5項	—						
					溢水	第十二条	—					分解点検	4M
					安全機能	第十四条第1項	—						
						第十四条第2項	—					絶縁測定	12M
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)						
					廃棄	第二十条	—						
換気	第二十三条	—											

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考		
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号							
{6004}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統IV (部屋排気系統)	排風機 (304-F)	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	3M	今回対象外(注2), (注5)		
					地震	第六条第1項(※2)	—						
					外部衝撃	第八条第2項	—						
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)					外観点検	3、4、6、12M
					火災等	第十一条第3項 第十一条第5項	— —						
					溢水	第十二条	—					分解点検	4M
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —						
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)					作動試験	1、4M
					廃棄	第二十条	—						
					換気	第二十三条	—					絶縁測定	12M
					非常用電源	第二十四条第2項	—						
					非常用電源	第二十四条第2項	—					分解点検	4M
非常用電源	第二十四条第2項	—	絶縁測定	12M									
{6005}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室			気体廃棄設備No.1系統V (局所排気系統)	排風機 (305-F)	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	3M	今回対象外(注2), (注5)
			地震	第六条第1項(※2)			—						
			外部衝撃	第八条第2項			—						
			閉じ込め	第十条			送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)	外観点検	3、4、6、12M				
			火災等	第十一条第3項 第十一条第5項			— —						
			溢水	第十二条			—	分解点検	4M				
			安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項			— —						
			警報	第十八条第2項			送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)	作動試験	1、4M				
			廃棄	第二十条			—						
			換気	第二十三条			—	絶縁測定	12M				
			非常用電源	第二十四条第2項			—						
			非常用電源	第二十四条第2項			—	分解点検	4M				
非常用電源	第二十四条第2項	—	絶縁測定	12M									
{6006}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室			気体廃棄設備No.1系統VI (局所排気系統)	排風機 (306-F)	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	3M	今回対象外(注2), (注5)
			地震	第六条第1項(※2)			—						
			外部衝撃	第八条第2項			—						
			閉じ込め	第十条			送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)	外観点検	3、4、6、12M				
			火災等	第十一条第3項 第十一条第5項			— —						
			溢水	第十二条			—	分解点検	4M				
			安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項			— —						
			警報	第十八条第2項			送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)	作動試験	1、4M				
			廃棄	第二十条			—						
			換気	第二十三条			—	絶縁測定	12M				
			非常用電源	第二十四条第2項			—						
			非常用電源	第二十四条第2項			—	分解点検	4M				
非常用電源	第二十四条第2項	—	絶縁測定	12M									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6007}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統VII (部屋排気系統)	排風機 (307-F)	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 絶縁測定	C	3、4 M 3、4、1 2 M 1 2 M	今回対象外 (注2), (注5)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注5)				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
					{6008}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室				
地震	第六条第1項 (※2)	—									
外部衝撃	第八条第2項	—									
閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注5)									
火災等	第十一条第3項	—									
	第十一条第5項	—									
溢水	第十二条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注5)									
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	—									
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{6009}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統I (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-401)	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号
{6010}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統II (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-402)	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					{6011}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室				
地震	第六条第1項 (※2)	—									
閉じ込め	第十条	—									
火災等	第十一条第3項	—									
	第十一条第5項	—									
溢水	第十二条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)									
換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)									
{6012}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統IV (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-404)				地盤	第五条	—	差圧確認
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					{6013}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統V (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-405)	地盤	
地震	第六条第1項 (※2)	—									
閉じ込め	第十条	—									
火災等	第十一条第3項	—									
	第十一条第5項	—									
溢水	第十二条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)									
換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)									
{6014}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-406)						地盤	第五条
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号
{6015}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統VII (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-407)	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
{6016}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備No.1系統VIII (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-408)	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
{6017}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備No.1系統V (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
{6018}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備No.1系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
{6019}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備No.1系統VIII (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6020}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ (部屋排気系統)	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、 外面点検	C	5 Y (次回： 2024/4)	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	—									
{6021}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅱ	気体廃棄設備No.1系統Ⅱ (部屋排気系統)	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、 外面点検	C	5 Y (次回： 外面 2025/3 内面 2025/5)	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	—									
{6022}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅲ	気体廃棄設備No.1系統Ⅲ (部屋排気系統)	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、 外面点検	C	5 Y (次回：設 工認工事に て実施、次 回 2027/12)	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	—									
{6023}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅳ	気体廃棄設備No.1系統Ⅳ (部屋排気系統)	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、 外面点検	C	5 Y (次回： 外面 2025/10 内面 2025/8)	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	—									
{6024}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備No.1系統Ⅴ (局所排気系統)	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、 外面点検	C	5 Y (次回： 外面 2025/3 内面 2025/5)	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6025}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備No.1系統VI (局所排気系統)	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、 外面点検	C	5 Y (次回：設 工認工事に て実施、次 回 2027/12)	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6026}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1系統VII (部屋排気系統)	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、 外面点検	C	5 Y (次回： 2024/4)	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6027}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備No.1系統VIII (局所排気系統)	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、 外面点検	C	5 Y (次回： 2025/10)	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6028}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備No.1系統I (部屋排気系統)	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6029}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備No.1系統II (部屋排気系統)	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6030}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備No.1系統III (部屋排気系統)	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6031}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備No.1系統IV (部屋排気系統)	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6032}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備No.1系統V (局所排気系統)	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6033}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備No.1系統VI (局所排気系統)	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6034}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1系統VII (部屋排気系統)	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6035}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備No.1系統Ⅷ（局所排気系統）	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6036}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統）	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6036-2}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統）	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6036-3}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統Ⅳ（給気系統）	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6036-4}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統Ⅶ系統Ⅷ（給気系統）	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6037}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備No.1系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6037-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備No.1系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6037-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備No.1系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6038}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備No.1系統II (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6039}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備No.1系統III (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6040}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備No.1系統IV (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6041}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備No.1系統V (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6042}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備No.1系統VI (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6043}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6043-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6043-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備No.1系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6044}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅶ	気体廃棄設備No.1系統Ⅶ(局所排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
{6045}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ(給気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	作動試験	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
{6045-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	作動試験	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6045-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統IV (給気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	作動試験	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6045-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII (給気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	作動試験	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6046}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V (給気系統)	給気ユニット(201AC)	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1、3M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査(注2) 送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考			
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号		
{6046-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統）	給気ユニット（202AC）	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1、3M	今回対象外（注2）、（注5）		
					地震	第六条第1項（※2）	—						
					外部衝撃	第八条第2項	—						
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）					外観点検	3、4、6、12M
					火災等	第十一条第3項	—					作動試験	1、4M
						第十一条第5項	—						
					溢水	第十二条	—					分解点検	4M
					安全機能	第十四条第1項	—						
						第十四条第2項	—					絶縁測定	12M
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）						
					廃棄	第二十条	—						
					換気	第二十三条	—						
					{6046-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室					気体廃棄設備No.1系統Ⅳ（給気系統）	給気ユニット（203SU）
地震	第六条第1項（※2）	—											
外部衝撃	第八条第2項	—											
閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）	外観点検	3、4、6、12M									
火災等	第十一条第3項	—	分解点検	4M									
	第十一条第5項	—											
溢水	第十二条	—	絶縁測定	12M									
安全機能	第十四条第1項	—											
	第十四条第2項	—											
警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）											
廃棄	第二十条	—											
換気	第二十三条	—											

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考										
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号									
{6046-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備No.1系統VII 系統VIII（給気系統）	給気ユニット (204AC)	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 分解点検 絶縁測定	C	1、3M 3、4、12M 4M 12M	今回対象外（注2）、（注5）									
					地震	第六条第1項（※2）	—													
					外部衝撃	第八条第2項	—													
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）													
					火災等	第十一条第3項	—													
						第十一条第5項	—													
					溢水	第十二条	—													
					安全機能	第十四条第1項	—													
						第十四条第2項	—													
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）													
					廃棄	第二十条	—													
					換気	第二十三条	—													
					{6047}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統					気体廃棄設備No.1系統I 系統II系統V（給気系統）	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、外面点検	C	5Y （次回：設工認工事にて実施、次回2027/12）	今回対象外（注7）
														地震	第六条第1項（※2）	—				
外部衝撃	第八条第1項	—																		
閉じ込め	第十条	—																		
火災等	第十一条第3項	—																		
	第十一条第5項	—																		
安全機能	第十四条第1項	—																		
	第十四条第2項	—																		
廃棄	第二十条	—																		
換気	第二十三条	—																		
{6047-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統III 系統VI（給気系統）	ダクト				地盤	第五条	—	内面点検、外面点検			C	5Y （次回：2024/4）	今回対象外（注7）				
								地震	第六条第1項（※2）	—										
								外部衝撃	第八条第1項	—										
								閉じ込め	第十条	—										
					火災等	第十一条第3項	—													
						第十一条第5項	—													
					安全機能	第十四条第1項	—													
						第十四条第2項	—													
					廃棄	第二十条	—													
					換気	第二十三条	—													
					{6047-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統IV（給気系統）	ダクト	地盤		第五条	—				内面点検、外面点検	C	5Y （次回：外面2025/10 内面2025/8）	今回対象外（注7）
										地震		第六条第1項（※2）	—							
										外部衝撃		第八条第1項	—							
										閉じ込め		第十条	—							
火災等	第十一条第3項	—																		
	第十一条第5項	—																		
安全機能	第十四条第1項	—																		
	第十四条第2項	—																		
廃棄	第二十条	—																		
換気	第二十三条	—																		

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6047-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統VII 系統VIII (給気系統)	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、外面点検	C	5 Y (次回: 2024/4)	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
{6048}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統I 系統II 系統V	差圧計	地盤	第五条	—	外観点検 計器校正	C	1、1 2 M 1 2 M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	負圧警報装置の警報作動検査(注2) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査(注2)				
						第十八条第2項	室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
{6048-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統III 系統VI	差圧計	地盤	第五条	—	外観点検 計器校正	C	1、1 2 M 1 2 M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	負圧警報装置の警報作動検査(注2) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査(注2)				
						第十八条第2項	室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
{6048-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統IV	差圧計	地盤	第五条	—	外観点検 計器校正	C	1、1 2 M 1 2 M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	負圧警報装置の警報作動検査(注2) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査(注2)				
						第十八条第2項	室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
	第二十条	—									
	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6048-4}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1系統VII 系統VIII	差圧計	地盤	第五条	—	外観点検 計器校正	C	1、1 2 M 1 2 M	今回対象外（注2）、 （注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	負圧警報装置の警報作動検査（注2） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査（注2）				
						第十八条第2項	室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）				
	第二十条	—									
	換気	第二十三条	—								
{6048-5}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1（系統I、系統II、系統V、給気系統）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 差圧確認 作動試験 分解点検 絶縁測定 内面点検、 外面点検 計器校正	C	1、3 M 1、3、4、 6、1 2 M 1 M 1、4 M 4 M 1 2 M 5 Y 1 2 M	今回対象外（注2）、 （注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査 負圧警報装置の警報作動検査（注2） 送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査（注2）				
						第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）				
					廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）				
					換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）				
					非常用電源	第二十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考									
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号														
{6048-6}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1（系統III、系統VI、給気系統）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1、3 M	今回対象外（注2）、（注5）									
					地震	第六条第1項（※2）	—													
					外部衝撃	第八条第1項	—	外観点検				1、3、4、6、1 2 M								
						第八条第2項	—													
					閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査 負圧警報装置の警報作動検査（注2） 送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）	差圧確認					1 M							
														作動試験	1、4 M					
																分解点検	4 M			
																		絶縁測定	1 2 M	
																				内面点検、外面点検
					警報	第十八条第1項 第十八条第2項	負圧警報装置の警報作動検査（注2） 送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）	計器校正					1 2 M							
														廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）				
					換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）													
					非常用電源	第二十四条第2項	—													
					{6048-7}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1（系統IV、給気系統）					—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1、3 M	今回対象外（注2）、（注5）
														地震	第六条第1項（※2）	—				
外部衝撃	第八条第1項	—	外観点検	1、3、4、6、1 2 M																
	第八条第2項	—																		
閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査 負圧警報装置の警報作動検査（注2） 送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）	差圧確認						1 M											
										作動試験	1、4 M									
												分解点検		4 M						
															絶縁測定	1 2 M				
																	内面点検、外面点検			
警報	第十八条第1項 第十八条第2項	負圧警報装置の警報作動検査（注2） 送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）	計器校正						1 2 M											
										廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）								
換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）																		

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考			
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号								
{6048-8}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 差圧確認 作動試験 分解点検 絶縁測定 内面点検、外面点検 計器校正	C	1、3、4M	今回対象外（注2）、（注5）			
					地震	第六条第1項（※2）	—							
					外部衝撃	第八条第1項	—							
						第八条第2項	—							
					閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査 負圧警報装置の警報作動検査（注2） 送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）							
												火災等	第十一条第3項	—
												火災等	第十一条第5項	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）
												溢水	第十二条	—
												安全機能	第十四条第1項	—
					第十四条第2項	—								
					警報	第十八条第1項 第十八条第2項	負圧警報装置の警報作動検査（注2） 送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）							
												廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）
												換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）
												非常用電源	第二十四条第2項	—
{6049}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備No.2系統1 (部屋排気系統)	No.1排風機	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験 分解点検 絶縁測定	C	3M	今回対象外（注2）、（注5）			
					地震	第六条第1項（※2）	—							
					外部衝撃	第八条第1項	—							
						第八条第2項	—							
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）							
												火災等	第十一条第3項	—
												火災等	第十一条第5項	—
												溢水	第十二条	—
												安全機能	第十四条第1項	—
					第十四条第2項	—								
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）							
												廃棄	第二十条	—
												換気	第二十三条	—

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考		
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号							
{6050}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統)	No. 2 排風機	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	3 M	今回対象外 (注 2), (注 5)		
					地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—						
					外部衝撃	第八条第 2 項	—						
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注 2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 5)					外観点検	
					火災等	第十一条第 3 項	—						
						第十一条第 5 項	—						
					溢水	第十二条	—						
					安全機能	第十四条第 1 項	—						
						第十四条第 2 項	—						
					警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注 2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 5)						作動試験
					廃棄	第二十条	—						
					換気	第二十三条	—						
非常用電源	第二十四条第 2 項	—											
{6051}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No. 3 排風機	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	4 M	今回対象外 (注 2), (注 5)		
					地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—						
					外部衝撃	第八条第 2 項	—						
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注 2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 5)					外観点検	
					火災等	第十一条第 3 項	—						
						第十一条第 5 項	—						
					溢水	第十二条	—						
					安全機能	第十四条第 1 項	—						
						第十四条第 2 項	—						
					警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注 2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 5)						絶縁測定
					廃棄	第二十条	—						
					換気	第二十三条	—						
非常用電源	第二十四条第 2 項	—											
{6052}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No. 4 排風機	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	4 M	今回対象外 (注 2), (注 5)		
					地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—						
					外部衝撃	第八条第 2 項	—						
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注 2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 5)					外観点検	
					火災等	第十一条第 3 項	—						
						第十一条第 5 項	—						
					溢水	第十二条	—						
					安全機能	第十四条第 1 項	—						
						第十四条第 2 項	—						
					警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注 2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 5)						絶縁測定
					廃棄	第二十条	—						
					換気	第二十三条	—						
非常用電源	第二十四条第 2 項	—											

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考									
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号														
{6053}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統4 (局所排気系統)	No.5 排風機	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 絶縁測定	C	4M 3、4、12M 12M	今回対象外（注2）、（注5）									
					地震	第六条第1項（※2）	—													
					外部衝撃	第八条第2項	—													
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）													
					火災等	第十一条第3項	—													
						第十一条第5項	—													
					溢水	第十二条	—													
					安全機能	第十四条第1項	—													
						第十四条第2項	—													
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）													
					廃棄	第二十条	故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）													
					換気	第二十三条	故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）													
					非常用電源	第二十四条第2項	—													
{6054}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統4 (局所排気系統)	No.6 排風機	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 絶縁測定	C	4M 3、4、12M 12M	今回対象外（注2）									
					地震	第六条第1項（※2）	—													
					外部衝撃	第八条第2項	—													
					閉じ込め	第十条	故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）													
					火災等	第十一条第3項	—													
						第十一条第5項	—													
					溢水	第十二条	—													
					安全機能	第十四条第1項	—													
						第十四条第2項	—													
					警報	第十八条第2項	故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）													
					廃棄	第二十条	故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）													
					換気	第二十三条	故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）													
					非常用電源	第二十四条第2項	—													
{6055}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統1 (部屋排気系統)	No.1 フィルタユニット	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1M	今回対象外（注2）									
					地震	第六条第1項（※2）	—													
					閉じ込め	第十条	—													
					火災等	第十一条第3項	—													
						第十一条第5項	—													
					溢水	第十二条	—													
					安全機能	第十四条第1項	—													
						第十四条第2項	—													
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査（注2）													
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査（注2）													
					{6056}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室					気体廃棄設備No.2系統2 (局所排気系統)	No.2 フィルタユニット	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1M	今回対象外（注2）
														地震	第六条第1項（※2）	—				
														閉じ込め	第十条	—				
火災等	第十一条第3項	—																		
	第十一条第5項	—																		
溢水	第十二条	—																		
安全機能	第十四条第1項	—																		
	第十四条第2項	—																		
廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査（注2）																		
換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査（注2）																		

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6057}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統3 (局所排気系統)	No.5 フィルタユニット	地盤	第五条	—	差圧確認 外観点検	C	1 M 1 2 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
{6058}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統4 (局所排気系統)	No.8 フィルタユニット	地盤	第五条	—	差圧確認 外観点検	C	1 M 1 2 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
{6059}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統3 (局所排気系統)	No.3 フィルタユニット	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
{6060}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統3 (局所排気系統)	No.4 フィルタユニット	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
{6061}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統4 (局所排気系統)	No.6 フィルタユニット	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1 M	今回対象外 (注2)
					地震	第六条第1項 (※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				
					換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査 (注2)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6062}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統4（局所排気系統）	No.7フィルタユニット	地盤	第五条	—	差圧確認	C	1M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査（注2）				
換気	第二十三条	濾過装置の性能確認検査（注2）									
{6063}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統1	気体廃棄設備No.2系統1（部屋排気系統）	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、外面点検	C	5Y（次回：設工認工事にて実施）	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6064}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統2	気体廃棄設備No.2系統2（局所排気系統）	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、外面点検	C	5Y（次回：設工認工事にて実施）	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6065}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統3	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、外面点検	C	5Y（次回：設工認工事にて実施）	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6066}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統4	気体廃棄設備No.2系統4（局所排気系統）	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、外面点検	C	5Y（次回：設工認工事にて実施）	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6067}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統1	気体廃棄設備No.2系統1（部屋排気系統）	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6068}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統2	気体廃棄設備No.2系統2（局所排気系統）	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6069}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統3	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統）	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
作動試験	—	—	4 M								
	—	—	—								
{6070}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統4	気体廃棄設備No.2系統4（局所排気系統）	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
作動試験	—	—	4 M								
	—	—	—								
{6071}	ト．放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統）	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6071-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟給気系統	気体廃棄設備No.2系統4 (急冷塔給気)	閉じ込め弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
					{6071-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟給気系統				
地震	第六条第1項（※2）	—									
閉じ込め	第十条	—									
火災等	第十一条第3項	—									
	第十一条第5項	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	—									
{6071-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4 (自然給気)	閉じ込め弁				地盤	第五条	—	外観点検
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
					{6072}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統1	気体廃棄設備No.2系統1 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	
地震	第六条第1項（※2）	—									
外部衝撃	第八条第2項	—									
閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）									
火災等	第十一条第3項	—									
	第十一条第5項	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）									
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6073}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統2	気体廃棄設備No.2系統2 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6074}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統3	気体廃棄設備No.2系統3 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6075}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟系統4	気体廃棄設備No.2系統4 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	作動試験	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									
{6076}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4 (給気系統)	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外(注2), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	送排風機異常時インターロックの作動検査(注5) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注5)				
					廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6076-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟給気系統	気体廃棄設備No.2系統4（急冷塔給気）	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外（注2）、（注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
{6076-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟給気系統	気体廃棄設備No.2系統3（フィルタ冷却給気）	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外（注2）、（注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
{6076-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（自然給気）	閉じ込めダンパー	地盤	第五条	—	分解点検	C	4M	今回対象外（注2）、（注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5）				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
{6077}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統）	給気フィルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考				
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号			
{6077-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統4 (急冷塔給気)	給気フィルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）			
					地震	第六条第1項（※2）	—							
					閉じ込め	第十条	—							
					火災等	第十一条第3項	—							
						第十一条第5項	—							
					安全機能	第十四条第1項	—							
						第十四条第2項	—							
					廃棄	第二十条	—							
換気	第二十三条	—												
{6077-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備No.2系統3 (フィルタ冷却給気)	給気フィルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）			
					地震	第六条第1項（※2）	—							
					閉じ込め	第十条	—							
					火災等	第十一条第3項	—							
						第十一条第5項	—							
					安全機能	第十四条第1項	—							
						第十四条第2項	—							
					廃棄	第二十条	—							
換気	第二十三条	—												
{6077-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室 第1 廃棄物貯蔵室	気体廃棄設備No.2系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気)	給気フィルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、4 M	今回対象外（注7）			
					地震	第六条第1項（※2）	—							
					閉じ込め	第十条	—							
					火災等	第十一条第3項	—							
						第十一条第5項	—	作動試験	4 M					
					安全機能	第十四条第1項	—							
						第十四条第2項	—							
					廃棄	第二十条	—							
換気	第二十三条	—												
{6078}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備No.2系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	給気ファン	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	3 M	今回対象外（注2）, (注5)			
					地震	第六条第1項（※2）	—							
					外部衝撃	第八条第2項	—	外観点検				1、3、4、6、1 2 M		
					閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）							
					火災等	第十一条第3項	—						作動試験	1、4 M
						第十一条第5項	—							
					溢水	第十二条	—	分解点検				4 M		
					安全機能	第十四条第1項	—							
						第十四条第2項	—	絶縁測定				1 2 M		
					警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）							
					廃棄	第二十条	—							
					換気	第二十三条	—							

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6079}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	ダクト	地盤	第五条	—	内面点検、 外面点検	C	5 Y (次回：設工認工事にて実施)	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
					{6080}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟				
地震	第六条第1項（※2）	—									
外部衝撃	第八条第2項	—									
閉じ込め	第十条	負圧警報装置の警報作動検査（注2） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）									
火災等	第十一条第3項	—									
	第十一条第5項	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査（注2）									
	第十八条第2項	室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5）									
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	—									
{6080-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 差圧確認 作動試験 分解点検 絶縁測定 内面点検、 外面点検 計器校正	C	3、4 M 1、3、4、 6、1 2 M 1 M 1、4 M 4 M 1 2 M 5 Y 1 2 M	今回対象外（注2）、 （注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査 負圧警報装置の警報作動検査（注2） 送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5） 故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査（注2）				
						第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注5） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注5） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注5） 故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）				
					廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2） 故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）				
					換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2） 故障時の排風機自動起動機構の作動検査（注2）				
非常用電源	第二十四条第2項	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6081}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.1	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					廃棄	第二十条	—				
{6082}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.2	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					廃棄	第二十条	—				
{6083}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.3	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					廃棄	第二十条	—				
{6084}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.4	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					廃棄	第二十条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6087}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.1	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{6088}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.2	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{6089}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.3	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{6090}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.4	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{6091}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No.1	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{6092}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No.2	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
	廃棄	第二十条	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6093}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽 No.1	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
廃棄	第二十条	—									
{6094}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽 No.2	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
廃棄	第二十条	—									
{6095}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.1	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
廃棄	第二十条	—									
{6096}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.2	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
廃棄	第二十条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6097}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.3	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
{6098}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.4	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
{6099}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	配管	地盤	第五条	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	—				
					{6100}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室				
地震	第六条第1項（※2）	—									
閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）									
火災等	第十一条第3項	—									
溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）									
				廃棄	第二十条	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考										
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号									
{6100-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	ろ過水貯槽	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1 2 M 1 M 1 2 M	今回対象外（注2）									
					地震	第六条第1項（※2）	—													
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）													
					火災等	第十一条第3項	—													
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）													
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —													
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）													
					廃棄	第二十条	—													
{6101}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	スラッジ乾燥機	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 M	今回対象外（注6）									
					地震	第六条第1項（※2）	—													
					閉じ込め	第十条	—													
					火災等	第十一条第3項	—													
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —													
					廃棄	第二十条	—													
					{6102}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室					分析廃液処理設備	配管	地盤	第五条	—	外観点検	C	6 M	今回対象外（注6）
														地震	第六条第1項（※2）	—				
閉じ込め	第十条	—																		
火災等	第十一条第3項	—																		
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —																		
廃棄	第二十条	—																		
{6103}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽				地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定			C	6 M 1 M 1 2 M	今回対象外（注2）				
								地震	第六条第1項（※2）	—										
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）													
					火災等	第十一条第3項	—													
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）													
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —													
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）													
					廃棄	第二十条	—													
{6104}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	遠心分離機	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6 M 1 M 1 2 M	今回対象外（注6）									
					地震	第六条第1項（※2）	—													
					閉じ込め	第十条	—													
					火災等	第十一条第3項	—													
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —													
					廃棄	第二十条	—													

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6105}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	貯槽	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	6M 1M 1.2M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					廃棄	第二十条	—				
{6106}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	配管	地盤	第五条	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注6）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
{6107}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、3、1.2M 1M 1.2M	
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					廃棄	第二十条	—				
{6108}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1、1.2M 1、1.2M	
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
廃棄	第二十条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{6109}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	凝集槽	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2 M		
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)	作動試験				1 M
					火災等	第十一条第3項	—	絶縁測定				1 2 M
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)					
廃棄	第二十条	—										
{6110}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	沈殿槽 No.1	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、3、1 2 M	今回対象外(注7)	
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					閉じ込め	第十条	—	絶縁測定				1 2 M
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					警報	第十八条第1項	—					
廃棄	第二十条	—										
{6110-2}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンク No.1	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、3、1 2 M		
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)	作動試験				1、1 2 M
					火災等	第十一条第3項	—	絶縁測定				1 2 M
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)					
廃棄	第二十条	—										
{6111}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	沈殿槽 No.2	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注7)	
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					警報	第十八条第1項	—					
廃棄	第二十条	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{6111-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンク No. 2	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、3、12M		
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)	作動試験				12M
					火災等	第十一条第3項	—	絶縁測定				12M
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)					
廃棄	第二十条	—										
{6112}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	加圧脱水機	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、12M	今回対象外(注7)	
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					閉じ込め	第十条	—	絶縁測定				12M
					火災等	第十一条第3項	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
廃棄	第二十条	—										
{6113}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	スラッジ乾燥機	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、12M	今回対象外(注7)	
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
廃棄	第二十条	—										
{6114}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 1	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、12M	今回対象外(注7)	
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					閉じ込め	第十条	—	作動試験				12M
					火災等	第十一条第3項	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
廃棄	第二十条	—										
{6115}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、12M	今回対象外(注7)	
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					閉じ込め	第十条	—	作動試験				12M
					火災等	第十一条第3項	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
廃棄	第二十条	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考									
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号														
{6117}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	受水槽 No.1	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1、1 2 M 1 2 M										
					地震	第六条第1項(※2)	—													
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)													
					火災等	第十一条第3項	—													
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)													
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —													
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)													
					廃棄	第二十条	—													
{6118}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	配管	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注7)									
					地震	第六条第1項(※2)	—													
					閉じ込め	第十条	—													
					火災等	第十一条第3項	—													
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —													
					廃棄	第二十条	—													
					{6119}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室					第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.1	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、1 2 M 1 M 1 2 M	
														地震	第六条第1項(※2)	—				
閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)																		
火災等	第十一条第3項	—																		
溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)																		
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —																		
警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)																		
廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査																		
{6120}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.2	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、1 2 M 1 M 1 2 M										
					地震	第六条第1項(※2)	—													
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)													
					火災等	第十一条第3項	—													
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)													
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —													
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)													
					廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査													

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6121}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 3	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、1 2 M 1 M 1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査									
{6122}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 4	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、1 2 M 1 M 1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査									
{6123}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	配管	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2 M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
					{6124}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室				
地震	第六条第1項(※2)	—									
閉じ込め	第十条	—									
火災等	第十一条第3項	—									
溢水	第十二条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
警報	第十八条第1項	—									
廃棄	第二十条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6125}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	凝集沈殿槽	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、1 2 M 1 2 M 1 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
廃棄	第二十条	—									
{6126}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	タンク No. 1	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、1 2 M 1 2 M 1 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
廃棄	第二十条	—									
{6127}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	タンク No. 2	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、1 2 M 1 2 M 1 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
廃棄	第二十条	—									
{6128}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	タンク No. 3	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、1 2 M 1 2 M 1 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
廃棄	第二十条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考				
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号									
[6129]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	ろ過機	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）				
					地震	第六条第1項（※2）	—								
					閉じ込め	第十条	—								
					火災等	第十一条第3項	—								
					安全機能	第十四条第1項	—								
						第十四条第2項	—								
					廃棄	第二十条	—								
[6130]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	圧搾脱水機	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）				
					地震	第六条第1項（※2）	—								
					閉じ込め	第十条	—								
					火災等	第十一条第3項	—								
					安全機能	第十四条第1項	—								
						第十四条第2項	—								
					廃棄	第二十条	—								
[6131]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	スラッジ乾燥機	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）				
					地震	第六条第1項（※2）	—								
					閉じ込め	第十条	—								
					火災等	第十一条第3項	—								
					安全機能	第十四条第1項	—								
						第十四条第2項	—								
					廃棄	第二十条	—								
[6132]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	受水槽	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2 M					
					地震	第六条第1項（※2）	—								
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）					作動試験	1 2 M		
					火災等	第十一条第3項	—							絶縁測定	1 M
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）								
					安全機能	第十四条第1項	—								
						第十四条第2項	—								
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）								
					廃棄	第二十条	—								
[6133]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	貯留槽 No. 1	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2 M					
					地震	第六条第1項（※2）	—								
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）					作動試験	1 2 M		
					火災等	第十一条第3項	—							絶縁測定	1 M
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）								
					安全機能	第十四条第1項	—								
						第十四条第2項	—								
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）								
					廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6134}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	貯留槽 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、1 2 M 1 2 M 1 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査									
{6135}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	貯留槽 No. 3	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1、1 2 M 1 2 M 1 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査									
{6136}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	配管	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				
{6137}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第5 廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	第5 廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6138}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	地盤	第五条	—	機能・性能試験 作動試験 外観点検 分解点検 計器校正	B	1 2 M 1、1 2 M 1、6、1 2 M 1 2 M 1 2 M	今回対象外（注1）、 （注2）、（注5）
						第六条第1項（※2）	—				
						第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
						第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
						第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第5項（※2）	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）				
						第十一条第7項（※2）	失火検知機構の作動検査（注1） 異常圧逃がし機構の作動検査（注1）				
						第十二条	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						第十四条第3項	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）				
						第十八条第1項	失火検知機構の作動検査（注1）				
						第十八条第2項	過加熱防止機構の作動検査（注2） 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）				
						第十八条第2項	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 緊急停止機構の作動検査（注5）				
						第二十四条第2項	—				
						{6138-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設				
第六条第1項（※2）	—										
第八条第2項	—										
第十一条第3項（※2）	—										
第十一条第7項（※2）	失火検知機構の作動検査（注1）										
第十四条第1項	—										
第十四条第2項	—										
第十八条第1項	失火検知機構の作動検査（注1）										
第十八条第2項	—										
{6138-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	過加熱防止機構	—	地盤			第五条	—	作動試験 外観点検 計器校正	B
						第六条第1項（※2）	—				
						第八条第2項	—				
						第十一条第3項（※2）	—				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						第十八条第1項	過加熱防止機構の作動検査（注2）				
						第十八条第2項	—				
{6138-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	圧力逃がし機構	—	地盤	第五条	—	作動試験 外観点検	C	1 M 1 M	今回対象外（注1）
						第六条第1項（※2）	—				
						第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第7項（※2）	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）				
						第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						第十四条第3項	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
6138-5)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	可燃性ガス配管	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	B	3、1 2 M	今回対象外（注6）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第5項（※2）	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—									
6139)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	バグフィルタ	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 機能・性能試験	C	1、1 2 M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
6140)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	投入ブッシャ	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
6141)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	前処理フード	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2 M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
6142)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	フィルタ処理フード	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2 M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
6143)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	投入リフタ	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
6144)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備	急冷塔	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 分解点検	C	1、1 2 M	今回対象外（注6）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{6145}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機	湿式除染部	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	6、1 2 M 6 M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	—				
{6146}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機	水洗除染タンク	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	6、1 2 M 6 M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2） 設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
{6147}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	乾式除染機	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	6、1 2 M 6 M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{6148}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ホイストクレーン	2トンチェーンブロック	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1 2 M 1、1 2 M 1、1 2 M 1 2 M	今回対象外（注3）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）				
{6149}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室 W1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	1トンチェーンブロック	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1 2 M 1、1 2 M 1、1 2 M 1 2 M	今回対象外（注3）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）				
{6151}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン	1トンチェーンブロック	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験 絶縁測定	C	1 2 M 1、1 2 M 1、1 2 M 1 2 M	今回対象外（注3）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注3）				
{6153}	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
[6154]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第3 廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
[6155]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
[6156]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
[6157]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
[6158]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
[6159]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
[6160]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
[6161]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
[6162]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
[6163]	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1 加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					閉じ込め	第十条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{7001}	チ.放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室 第2-2燃料棒加工室	ハンドフットクロスモニタ	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—	機能・性能試験		1 2M	
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—	計器校正		1 2M	
					放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{7003}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	ハンドフットクロスモニタ	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—	機能・性能試験		1 2M	
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—	計器校正		1 2M	
					放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{7004}	チ.放射線管理施設	第2加工棟 第2粉末受入室 第2-1混合室 第2-1ペレット室 第2-1ペレット検査室 第2ペレット保管室 第2廃棄物処理室 第2出入管理室 第2-1燃料棒加工室 第2放射線管理室 第2分析室 第2フィルタ室 第2洗濯室 第2開発室 第2-2貯蔵室 第2-2混合室 第2-2ペレット室 第2-2燃料棒加工室 第2-1作業支援室	エアスニファ（管理区域内）	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験		1 2M	
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—	計器校正		1 2M	
					放管	第十九条	—				
					非常用電源	第二十四条第2項	—				
					{7005}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室 W1 廃棄物処理室	エアスニファ（管理区域内）		—	
地震	第六条第1項（※2）	—									
火災等	第十一条第3項	—	作動試験	1 2M							
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—	計器校正	1 2M							
放管	第十九条	—									
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{7006}	チ.放射線管理施設	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ（換気用モニタ）	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1M	
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—	計器校正		1 2M	
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—	計器校正		1 2M	
					警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
					放管	第十九条	—				
					非常用電源	第二十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考						
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号											
{7008}	チ.放射線管理施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室 第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M							
					地震	第六条第1項(※2)	—										
					火災等	第十一条第3項	—	機能・性能試験	1 2 M								
					安全機能	第十四条第1項	—										
						第十四条第2項	—	計器校正	1 2 M								
					警報	第十八条第1項	ガンマ線エリアモニタの警報作動検査										
					放管	第十九条	—										
非常用電源	第二十四条第2項	—															
{7009}	チ.放射線管理施設	第2加工棟 第2-1貯蔵室 第2ペレット保管室 第2-1混合室 第2-1ペレット室 第2-1燃料棒加工室 第2-2混合室 第2-2ペレット室 第2-2燃料棒加工室 第2分析室 第2開発室 第2-2貯蔵室 第2燃料棒保管室 第2-1組立室 第2集合体保管室 第2-1燃料棒検査室 第2輸送容器保管室 第2梱包室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M							
					地震	第六条第1項(※2)	—										
					火災等	第十一条第3項	—	機能・性能試験	1 2 M								
					安全機能	第十四条第1項	—										
						第十四条第2項	—	計器校正	1 2 M								
					警報	第十八条第1項	ガンマ線エリアモニタの警報作動検査										
					放管	第十九条	—										
					非常用電源	第二十四条第2項	—										
					{7011}	チ.放射線管理施設	第2加工棟 第2放射線管理室	放射線監視盤(ダストモニタ)	—	地盤		第五条	—	外観点検	C	1 M	
										地震		第六条第1項(※2)	—				
火災等	第十一条第3項	—	作動試験	1 M													
安全機能	第十四条第1項	—															
	第十四条第2項	—	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査														
警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査															
放管	第十九条	—															
非常用電源	第二十四条第2項	—															
{7012}	チ.放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 M							
					地震	第六条第1項(※2)	—										
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験	1 M								
					安全機能	第十四条第1項	—										
						第十四条第2項	—	ガンマ線エリアモニタの警報作動検査									
					警報	第十八条第1項	ガンマ線エリアモニタの警報作動検査										
					放管	第十九条	—										
非常用電源	第二十四条第2項	—															
{7013}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	放射線監視盤(ダストモニタ)	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 M							
					地震	第六条第1項(※2)	—										
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験	1 M								
					安全機能	第十四条第1項	—										
						第十四条第2項	—	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査									
					警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査										
					放管	第十九条	—										
非常用電源	第二十四条第2項	—															

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{7022}	チ.放射線管理施設	第2加工棟 第2排風機室	エアスニフア（排気口）	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2M	今回対象外（注7）	
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験				1 2M
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					放管	第十九条	—					
		—										
{7023}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	エアスニフア（排気口）	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2M	今回対象外（注7）	
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験				1 2M
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					放管	第十九条	—					
		—										
{7024}	チ.放射線管理施設	第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2M		
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験				1 2M
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査					
放管	第十九条	—										
非常用電源	第二十四条第2項	—										
{7025}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1、1 2M		
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験				1 2M
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査					
放管	第十九条	—										
非常用電源	第二十四条第2項	—										
{7026}	チ.放射線管理施設	屋外	モニタリングポストNo.1	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注5）	
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					外部衝撃	第八条第1項	—	計器校正				1 2M
					火災等	第十一条第3項	—					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
警報	第十八条第1項	モニタリングポストの警報作動検査（注5）	機能・性能試験	1 2M								
放管	第十九条	—										
非常用電源	第二十四条第2項	—										
{7027}	チ.放射線管理施設	屋外	モニタリングポストNo.2		—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注5）
						地震	第六条第1項（※2）	—				
						外部衝撃	第八条第1項	—	計器校正			
				火災等		第十一条第3項	—					
				安全機能		第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
警報	第十八条第1項	モニタリングポストの警報作動検査（注5）	機能・性能試験	1 2M								
放管	第十九条	—										
非常用電源	第二十四条第2項	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{7027-2}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト）	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1M	今回対象外（注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—	作動試験			
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	モニタリングポストの警報作動検査（注5）				
					放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8001}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備 No.1	非常用発電機	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1、3、6M	第5 廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査	外観点検			
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—	作動試験			
						第十四条第2項	—				
					第十四条第4項	—					
					警報	第十八条第2項	非常用電源設備の作動検査	分解点検			
					非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査 非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査				
					{8003}	リ. その他の加工施設	屋外	非常用電源設備 No.2			
地震	第六条第1項（※2）	—									
閉じ込め	第十条	非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査	外観点検								
外部衝撃	第八条第1項	—									
火災等	第十一条第3項	—	作動試験								
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
第十四条第4項	—										
警報	第十八条第2項	非常用電源設備の作動検査	分解点検								
非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査 非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査									
{8005}	リ. その他の加工施設	屋外	非常用電源設備 A	非常用発電機	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1、3M	第5 廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—	外観点検			
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—	作動試験			
						第十四条第2項	—				
					第十四条第4項	—					
警報	第十八条第2項	非常用電源設備の作動検査	分解点検								
非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査 非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査									
{8007}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1D、6M	今回対象外（注4）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					安全機能	第十四条第1項	—	作動試験			
						第十四条第2項	—				
					通信連絡	第二十五条第1項	放送設備の一斉放送検査（注4）				
{8007-11}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	12M	
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					安全機能	第十四条第1項	—	作動試験			
						第十四条第2項	—				
					通信連絡	第二十五条第1項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8007-12}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 D、6 M	今回対象外（注4）
					地震	第六条第1項（※2）					
					火災等	第十一条第3項					
					安全機能	第十四条第1項					
						第十四条第2項					
					非常用電源	第二十四条第2項					
					通信連絡	第二十五条第1項					
{8007-13}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（固定電話機）	安全機能	第十四条第1項	—	作動試験	D	事後保全	
						第十四条第2項					
					通信連絡	第二十五条第1項					
					通信連絡	第二十五条第1項					
{8007-3}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 D、6 M	今回対象外（注4）
					地震	第六条第1項（※2）					
					安全機能	第十四条第1項					
						第十四条第2項					
					通信連絡	第二十五条第1項					
{8007-14}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項（※2）					
					安全機能	第十四条第1項					
						第十四条第2項					
					通信連絡	第二十五条第1項					
{8007-4}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 D、6 M	今回対象外（注4）
					地震	第六条第1項（※2）					
					安全機能	第十四条第1項					
						第十四条第2項					
					通信連絡	第二十五条第1項					
{8007-5}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 D、6 M	今回対象外（注4） 第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					地震	第六条第1項（※2）					
					安全機能	第十四条第1項					
						第十四条第2項					
					通信連絡	第二十五条第1項					
{8007-6}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					地震	第六条第1項（※2）					
					安全機能	第十四条第1項					
						第十四条第2項					
					通信連絡	第二十五条第1項					
{8007-7}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 D、6 M	今回対象外（注4）
					地震	第六条第1項（※2）					
					火災等	第十一条第3項					
					安全機能	第十四条第1項					
						第十四条第2項					
					非常用電源	第二十四条第2項					
					通信連絡	第二十五条第1項					
{8007-8}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項（※2）					
					安全機能	第十四条第1項					
						第十四条第2項					
					通信連絡	第二十五条第1項					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8007-10}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 D、6 M	今回対象外（注4） 第5 廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					非常用電源	第二十四条第2項	—				
					通信連絡	第二十五条第1項	放送設備の一斉放送検査（注4）				
{8008}	リ. その他の加工施設	事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備	所外通信連絡設備	火災等	第十一条第3項	—	作動試験	C	1 2 M	第5 廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					非常用電源	第二十四条第2項	—				
					通信連絡	第二十五条第2項	—				
{8009}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					{8009-11}	リ. その他の加工施設	第2加工棟				
地震	第六条第1項（※2）	—									
火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
警報	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査									
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8009-2}	リ. その他の加工施設	第1 廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					{8009-12}	リ. その他の加工施設	第1 廃棄物貯蔵棟				
地震	第六条第1項（※2）	—									
火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
警報	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査									
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8009-3}	リ. その他の加工施設	第3 廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8009-13}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	地盤	第五条	—	作動試験	C	1、6M	第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
						第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8009-4}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	地盤	第五条	—	作動試験	C	1.2M	第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
						第十四条第1項	—				
					安全機能	第十四条第2項	—				
						警報	第十八条第1項				
					{8009-5}	リ. その他の加工施設	第1加工棟				
地震	第六条第1項(※2)	—									
火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査									
	第十一条第3項	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
警報	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査									
{8009-6}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	地盤	第五条	—	作動試験	C	1、6M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
						第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8009-8}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	地盤	第五条	—	作動試験	C	1.2M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
						第十四条第1項	—				
					安全機能	第十四条第2項	—				
						警報	第十八条第1項				
					{8010}	リ. その他の加工施設	第2加工棟				
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
{8010-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器				火災等	第十一条第1項	—	外観点検
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					{8010-3}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	火災等	
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
{8010-4}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器						火災等	第十一条第1項
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8010-5}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	消火設備	消火器	火災等	第十一条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注7）
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8010-7}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	消火設備	消火器	火災等	第十一条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注7）
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8011}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	自動式の消火設備	地盤	第五条	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第1項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
{8012}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	屋内消火栓	地盤	第五条	—	作動試験	C	6M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第1項	—				
						第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8012-2}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	地盤	第五条	—	作動試験	C	6M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第1項	—				
						第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8013}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分 析室	分析設備	粉末取扱フードNo.1	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注2）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8014}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分 析室	分析設備	粉末取扱フードNo.2	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注2）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考						
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号											
{8015}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分 析室	分析設備	粉末取扱フ ードNo. 3	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注2）						
						第四条第2項	—										
						第五条	—										
						第六条第1項（※2）	—										
						第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）										
						第十一条第3項	—										
						第十二条	—										
						第十四条第1項	—										
{8016}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分 析室	分析設備	ドラフトチャ ンバNo. 1	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注6）						
						第四条第2項	—										
						第五条	—										
						第六条第1項（※2）	—										
						第十条	—										
						第十一条第3項	—										
						第十二条	—										
						第十四条第1項	—										
{8017}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分 析室	分析設備	ドラフトチャ ンバNo. 2	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注6）						
						第四条第2項	—										
						第五条	—										
						第六条第1項（※2）	—										
						第十条	—										
						第十一条第3項	—										
						第十二条	—										
						第十四条第1項	—										
{8018}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分 析室	分析設備	ドラフトチャ ンバNo. 3	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注6）						
						第四条第2項	—										
						第五条	—										
						第六条第1項（※2）	—										
						第十条	—										
						第十一条第3項	—										
						第十二条	—										
						第十四条第1項	—										
{8019}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開 発室	燃料開発設備	スクラップ処 理装置	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注2）						
						第四条第2項	—										
						第五条	—										
						第六条第1項（※2）	—										
												第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	作動試験		6M	
												第十一条第3項	—				
												第十二条	—				
												第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号
{8020}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	今回対象外（注2）	
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験		6M
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	—		
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
	第十四条第2項	—									
	第十四条第2項	—									
{8021}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.1	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	今回対象外（注2）	
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験		6M
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	機能・性能試験		1.2M
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
	第十四条第2項	—									
	第十八条第1項	—									
{8022}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.2	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	今回対象外（注2）	
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験		6M
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	—		
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
	第十四条第2項	—									
	第十四条第2項	—									
{8023}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	粉末取扱フード	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	今回対象外（注2）	
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験		6M
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	—		
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
	第十四条第2項	—									
	第十四条第2項	—									
{8024}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	プレス	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	今回対象外（注2）	
						第四条第2項	—				
						地盤	第五条	—	作動試験		6M
						地震	第六条第1項（※2）	—			
						閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	—		
						火災等	第十一条第3項	—			
						溢水	第十二条	—			
						安全機能	第十四条第1項	—			
	第十四条第2項	—									
	第十四条第2項	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考												
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号																	
{8025}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	加熱炉	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）,（注2）,（注5）												
						第四条第2項	—																
					地盤	第五条	—	作動試験		6 M													
						第六条第1項（※2）	—																
					地震	第八条第1項	—	外観点検				6、1 2 M											
						第八条第2項	—																
					外部衝撃	第十条	—	計器校正					6 M										
						第十一条第3項（※2）	—																
					閉じ込め	第十一条第4項（※2）	—	計器校正						6 M									
						第十一条第5項（※2）	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）																
					火災等	第十一条第7項（※2）	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1） 空気混入防止機構の作動状況確認検査（注5） 異常圧逃がし機構の作動検査（注1）	計器校正							6 M								
						第十二条	—																
					溢水	第十四条第1項	—	計器校正								6 M							
						第十四条第2項	—																
					安全機能	第十四条第3項	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）	計器校正									6 M						
第十八条第1項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）																						
警報	第十八条第2項	過加熱防止機構の作動検査（注2）	計器校正	6 M																			
	第十八条第2項	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 緊急停止機構の作動検査（注5）																					
{8025-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）		—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	B	1 2 M							今回対象外（注1）					
							第六条第1項（※2）	—															
						地震	第八条第2項	—	機能・性能試験			B							1 2 M	今回対象外（注1）			
							第十一条第3項（※2）	—															
						外部衝撃	第十一条第7項（※2）	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）	機能・性能試験				B								1 2 M	今回対象外（注1）	
							第十四条第1項	—															
						火災等	第十四条第2項	—	機能・性能試験					B									1 2 M
							第十八条第1項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）															
安全機能	第十八条第2項	—	機能・性能試験		B	1 2 M	今回対象外（注1）																
	第十八条第2項	—																					
警報	第十八条第2項	—	機能・性能試験					B	1 2 M	今回対象外（注1）													
	第十八条第2項	—																					
{8025-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構								—	地盤	第五条		—	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）				
				第六条第1項（※2）									—										
				地震								第十一条第3項（※2）	—	機能・性能試験	B	1 2 M				今回対象外（注5）			
												第十一条第7項（※2）	空気混入防止機構の作動状況確認検査（注5）										
				火災等	第十四条第1項	—	機能・性能試験					B	1 2 M	今回対象外（注5）									
第十四条第2項	—																						
安全機能	第十四条第2項	—	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）																	
	第十四条第2項	—																					
{8025-5}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構				—	地盤	第五条	—	機能・性能試験				B	1 2 M	今回対象外（注2）						
									第六条第1項（※2）	—													
								地震	第八条第2項	—	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注2）									
				第十一条第3項（※2）	—																		
				外部衝撃	第十四条第1項	—		機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注2）												
					第十四条第2項	—																	
				火災等	第十八条第1項	過加熱防止機構の作動検査（注2）		機能・性能試験										B	1 2 M	今回対象外（注2）			
第十八条第2項	—																						
安全機能	第十八条第2項	—	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注2）																	
	第十八条第2項	—																					
警報	第十八条第2項	—	機能・性能試験				B	1 2 M				今回対象外（注2）											
	第十八条第2項	—																					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号
{8025-6}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第7項（※2）	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
第十四条第3項	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）										
{8025-7}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	B	3、1 2 M	今回対象外（注6）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—	外観点検			
						第十一条第5項（※2）	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—										
{8026}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）、（注2）、（注5）
						第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—	作動試験			
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—	外観点検			
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—	計器校正			
						第十一条第4項（※2）	—				
						第十一条第5項（※2）	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）				
						第十一条第7項（※2）	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1） 空気混入防止機構の作動状況確認検査（注5） 異常圧逃がし機構の作動検査（注1）				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
						第十四条第3項	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）				
					警報	第十八条第1項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）				
						第十八条第2項	過加熱防止機構の作動検査（注2）				
第十八条第2項	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 緊急停止機構の作動検査（注5）										
{8026-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第7項（※2）	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—										
警報	第十八条第1項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）									
	第十八条第2項	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8026-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
					安全機能	第十一条第7項（※2）	空気混入防止機構の作動状況確認検査（注5）				
						第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—										
{8026-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注2）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—	計器校正		6 M	
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	過加熱防止機構の作動検査（注2）				
第十八条第2項	—										
{8026-5}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注1）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
					安全機能	第十一条第7項（※2）	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）				
						第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—										
第十四条第3項	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）										
{8026-6}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	B	3、1 2 M	今回対象外（注6）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項（※2）	—				
						第十一条第5項（※2）	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—										
{8027}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	避難通路	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8029}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	非常用照明	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8029-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	外観点検	C	6 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8031}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8032}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
	非常用電源	第二十四条第2項	—								
{8032-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	外観点検	C	6 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
	非常用電源	第二十四条第2項	—								
{8033}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8034}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8035}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	避難通路	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8036}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
	非常用電源	第二十四条第2項	—								
{8036-2}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	外観点検	C	6 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
	非常用電源	第二十四条第2項	—								
{8037}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
	非常用電源	第二十四条第2項	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8037-2}	リ. その他の加工施設	第5 廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	外観点検	C	6M	第5 廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—					
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8038}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	非常用照明	地盤	第五条	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—					
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8038-2}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	外観点検	C	6M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—					
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8039}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	地盤	第五条	—	作動試験	B	1.2M	今回対象外(注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査(注5) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査(注5)				
						第十一条第7項	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注5)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注5)				
						第十八条第2項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査(注5)				
						第十八条第2項	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査(注5) 緊急停止機構の作動検査(注5)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{8039-2}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	地盤	第五条	—	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）	
						地震	第六条第1項（※2）					—
						外部衝撃	第八条第1項					—
							第八条第2項					—
						火災等	第十一条第3項					—
							第十一条第5項					可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）
						安全機能	第十四条第1項					—
							第十四条第2項					—
						警報	第十八条第1項					可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）
							第十八条第2項					地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 緊急停止機構の作動検査（注5）
{8039-3}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	手動閉止弁 (アンモニア分解ガス)	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）	
						地震	第六条第1項（※2）					—
						外部衝撃	第八条第1項					—
						火災等	第十一条第5項					—
						安全機能	第十四条第1項					—
							第十四条第2項					—
{8040}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁 (水素ガス)	地盤	第五条	—	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）	
						地震	第六条第1項（※2）					—
						外部衝撃	第八条第1項					—
							第八条第2項					—
						火災等	第十一条第3項					—
							第十一条第5項					可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）
						安全機能	第十四条第1項					—
							第十四条第2項					—
						警報	第十八条第1項					可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）
							第十八条第2項					地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 緊急停止機構の作動検査（注5）

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
{8041}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁 (プロパンガス)	地盤	第五条	—	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）	
						地震	第六条第1項（※2）					—
						外部衝撃	第八条第1項					—
					第八条第2項		—					
					火災等	第十一条第3項	—					
						第十一条第5項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）					
						第十一条第7項	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注5）					
					安全機能	第十四条第1項	—					
						第十四条第2項	—					
					警報	第十八条第1項	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注5）					
						第十八条第2項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）					
						第十八条第2項	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 緊急停止機構の作動検査（注5）					
					{8041-2}	リ. その他の加工施設	屋外					緊急設備
地震	第六条第1項（※2）	—										
外部衝撃	第八条第1項	—										
火災等	第十一条第5項	—										
安全機能	第十四条第1項	—										
{8042}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁 (都市ガス)				地盤	第五条	—	作動試験	
					地震	第六条第1項（※2）	—					
					外部衝撃	第八条第1項	—					
						第八条第2項	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
						第十一条第5項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）					
安全機能	第十四条第1項	—										
第十四条第2項	—											
警報	第十八条第1項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）										
	第十八条第2項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）										
	第十八条第2項	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8044}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 外観点検 巡視 定期点検	C	1 0 Y (※1) 1 2 M 1 M 3 Y (次回 : 2024/3)	今回対象外(注7) ({1001} 第1加工棟(建物本体)に含めて維持管理を行う。)
					地震	第六条第1項(※1)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					不法侵入	第九条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					遮蔽	第二十二条第1項	—				
第二十二条第2項	—										
{8045}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防火ダンパー	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					塵棄	第二十条	—				
					換気	第二十三条	—				
					{8046}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2-2ペレット室				
地震	第六条第1項(※2)	—									
外部衝撃	第八条第2項	—									
火災等	第十一条第3項	—									
	第十一条第5項	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
警報	第十八条第1項	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1)									
	第十八条第1項 第十八条第2項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査(注5)									
{8046-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)				地盤	第五条	—	作動試験
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
						火災等	第十一条第3項	—			
					火災等	第十一条第5項	—				
						安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項		—				
					警報	第十八条第1項	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1)				
						第十八条第1項 第十八条第2項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査(注5)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8047}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	地盤	第五条	—	作動試験	B	1 2 M	今回対象外(注1), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1)				
	第十八条第1項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック									
		第十八条第2項	の作動検査(注5)								
{8048}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁及び防護柵	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1)	C	1 0 Y (※1)	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※1)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—									
							巡視		1 M		
{8049}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1)	C	1 0 Y (※1)	今回対象外(注7) ({1002}第2加工棟 (建物本体)に含めて 維持管理を行う。)
					地震	第六条第1項(※1)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					遮蔽	第二十二条第1項	—				
							外観点検		1 2 M 1 M 3 Y (次回: 2027/3)		
{8050}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1)	C	1 0 Y (※1)	今回対象外(注7) ({1002}第2加工棟 (建物本体)に含めて 維持管理を行う。)
					地震	第六条第1項(※1)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					遮蔽	第二十二条第1項	—				
							外観点検		1 2 M 1 M 3 Y (次回: 2027/3)		
{8051}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外(注1)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8052}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	漏水検知器	地盤	第五条	—	作動試験	C	1、1 2 M、	今回対象外(注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	漏水検知器の警報作動検査(注5)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	漏水検知器の警報作動検査(注5)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8054}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	地盤	第五条	—	作動試験	B	1 2 M	今回対象外(注1), (注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査(注5)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1)				
						第十八条第2項	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査(注5)				
					{8055}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟				
地震	第六条第1項(※1)	—									
外部衝撃	第八条第1項	—									
	第八条第2項	—									
火災等	第十一条第3項	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
{8056}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	漏水検知器	地盤	第五条	—	作動試験	C	1、1 2 M、	今回対象外(注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	漏水検知器の警報作動検査(注5)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	漏水検知器の警報作動検査(注5)				
{8057}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁又は防護柵(W3防護壁)	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1)	C	1 0 Y(※1)	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※1)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	漏水検知器の警報作動検査(注5)				
{8058}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防水カバー	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8058-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防水カバー	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8059}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 屋外	緊急設備	緊急遮断弁(冷却水)	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8059-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟屋外	緊急設備	緊急遮断弁(冷却水)	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
		第十四条第2項	—								
{8060}	リ. その他の加工施設	屋外(第1廃棄物貯蔵棟北外壁面)	緊急設備	上水送水用緊急遮断弁	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2M	今回対象外(注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査(注5)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
		第十八条第2項	地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査(注5)								
{8060-2}	リ. その他の加工施設	屋外(第1廃棄物貯蔵棟北外壁面)	緊急設備	溢水時手動閉止弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
		第十四条第2項	—								
{8061}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注5)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					溢水	第十二条	地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査(注5)				
					安全機能	第十四条第1項	—				
		第十四条第2項	—								
{8061-2}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	溢水時手動閉止弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
		第十四条第2項	—								
{8062}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護板	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
							第十四条第2項				
{8062-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護板	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注7)
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
							第十四条第2項				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{7014}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	流し	—	火災等	第十一条第3項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					放管	第十九条	—				
{7016}	チ. 放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	—	火災等	第十一条第3項	—	外観点検 計器校正 機能・性能試験	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	今回対象外（注7）
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					放管	第十九条	—				
{7033}	チ. 放射線管理施設	屋外	気象観測装置	—	火災等	第十一条第3項	—	外観点検 計器校正 機能・性能試験	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	今回対象外（注7）
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					放管	第十九条	—				
{7037}	チ. 放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟	警報集中表示盤	—	火災等	第十一条第3項	—	外観点検 作動試験	C	1 M 1 2 M	今回対象外（注2） （点検に作動試験を含めて実施）
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査（注2） 排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査 ガンマ線エリアモニタの警報作動検査 自動火災報知設備の警報作動検査（注2）				
					非常用電源	第二十四条第2項	—				
{8007-15}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 D、6 M	今回対象外（注4）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					通信連絡	第二十五条第1項	放送設備の一斉放送検査（注4）				
					非常用電源	第二十四条第2項	—				
{8007-16}	リ. その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（電話交換機）	火災等	第十一条第3項	—	作動試験	C	1 2 M	第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					非常用電源	第二十四条第2項	—				
					通信連絡	第二十五条第1項	—				
						第二十五条第2項	—				
{8007-17}	リ. その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（無線機）	安全機能	第十四条第1項	—	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注7）
						第十四条第2項	—				
					通信連絡	第二十五条第1項	—				
{8007-19}	リ. その他の加工施設	事務棟、保安棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（固定電話機）	安全機能	第十四条第1項	—	作動試験	D	事後保全	今回対象外（注7）
						第十四条第2項	—				
					通信連絡	第二十五条第1項	—				
{8007-20}	リ. その他の加工施設	事務棟、保安棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	安全機能	第十四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
						第十四条第2項	—				
					通信連絡	第二十五条第1項	—				
{8007-21}	リ. その他の加工施設	屋外	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	安全機能	第十四条第1項	—	作動試験	C	1 D、6 M	今回対象外（注4）
						第十四条第2項	—				
					通信連絡	第二十五条第1項	放送設備の一斉放送検査（注4）				
{8012-8}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	可搬消防ポンプ	火災等	第十一条第1項	—	作動試験	C	1 2 M	第5廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8035-2}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	避難通路	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8038-4}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	可搬型照明	避難通路	第十三条	—	外観点検	C	1 2 M	第5 廃棄物貯蔵棟の一部使用承認に係る設備
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					{8038-5}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟				
地震	第六条第1項（※2）	—									
火災等	第十一条第3項	—									
避難通路	第十三条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
非常用電源	第二十四条第2項	—									
{8038-6}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	外観点検	C	6 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					避難通路	第十三条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					非常用電源	第二十四条第2項	—				
{8042-2}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	感震計	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注5）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5）				
					溢水	第十二条	地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査（注5）				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第2項	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査（注5）				
{8063}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	大型外扉	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7） （{1001}第1加工棟（建物本体）を含めて維持管理を行う。）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					不法侵入	第九条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					遮蔽	第二十二条第1項	—				
						第二十二条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{8064}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	外扉	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7） （{1001}第1加工棟（建物本体）を含めて維持管理を行う。）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
					不法侵入	第九条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—									
{8064-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	地盤	第五条	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					外部衝撃	第八条第1項	—				
						第八条第2項	—				
					不法侵入	第九条	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8065}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	遮水板	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8065-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	遮水板	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					地震	第六条第1項（※2）	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8068}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	計量設備	上皿電子天秤	臨界	第四条第1項	—	外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M	今回対象外（注6）
					火災等	第十一条第3項	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
{8068-2}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	放射線測定装置	—	火災等	第十一条第3項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注7）
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{1003}	ハ. 核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵棟	—	後半申請を踏まえて整理を行う。	—	機能・性能試験（※1） 外観点検 巡視 定期点検	C	1 0 Y （※1） 1 2 M 1 M 3 Y （次回： 2025/3）		
{2001}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末缶リフター	—		搬送設備の停電時保持能力検査（注3）	外観点検	C	1、6、1 2 M		
{2002}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末缶受台	—		—	外観点検	C	1、6、1 2 M	今回対象外（注7）	
{2003}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末投入台	—		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検	C	6 M	今回対象外（注2）	
{2004}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末混合機 No. 1	—		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験	C	1、6、1 2 M 6 M	今回対象外（注2）	
{2005}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	大型供給瓶	—		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検	C	6 M	今回対象外（注2）	
{2006}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末取出し台	—		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験	C	6 M 6 M	今回対象外（注2）	
{2007}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末集塵機（粉末混合機）	—		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検	C	6 M	今回対象外（注2）	
{2008}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	焙焼炉 No. 1	グローブボックス No. 1		設備内風速・負圧の確認検査（注2） 供給制限機構の作動検査（注5）	外観点検 作動試験	C	6 M 6 M	今回対象外（注2） 今回対象外（注5）	
{2009}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	焙焼炉 No. 1	焙焼炉		設備内風速・負圧の確認検査（注2） 過加熱防止機構の作動検査（注2） 供給制限機構の作動検査（注5）	機能・性能試験 外観点検 作動試験 計器校正	C	1 2 M 1、6、1 2 M 1、1 2 M 1 2 M	今回対象外（注2） 今回対象外（注5）	
{2010}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末搬送配管（粉末投入台～粉末混合機間）	—		—	外観点検 作動試験	C	6、1 2 M 6 M	今回対象外（注6）	
{2011}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末搬送配管（大型供給瓶～プレス No. 1 間）	—		—	外観点検 作動試験	C	6、1 2 M 6 M	今回対象外（注6）	
{2012}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末搬送配管（大型供給瓶～粉末取出し台間）	—		—	外観点検 作動試験	C	6、1 2 M 6 M	今回対象外（注6）	
{2013}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	計量設備架台 No. 1	—		—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注7）	
{2014}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	粉末供給機	—		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注2）	
{2015}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	粉末集塵機（プレス）	—		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注2）	
{2016}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	プレス No. 1	—		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験 機能・性能試験	C	6、1 2 M 1、1 2 M 1 2 M	今回対象外（注2）	
{2017}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア	ペレット抜取検査装置部		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験	C	6 M 6 M	今回対象外（注2）	
{2018}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア	抜取ペレット移載部		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験	C	6 M 6 M	今回対象外（注2）	
{2019}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア	ペレット搬送コンベア部		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験	C	6 M 6 M	今回対象外（注2）	

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{2020}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ペレット搬送コンベア	圧粉ペレット移載部	後半申請を踏まえて整理を行う。	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験	C	6M 6M	今回対象外（注2）	
{2021}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ボート段積装置	ボート搬送部		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験	C	6M 6M	今回対象外（注2）	
{2022}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ボート段積装置	段積部		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験	C	6M 6M	今回対象外（注2）	
{2023}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ボート段積装置	移載部		設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験	C	6M 6M	今回対象外（注2）	
{2024}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	連続焼結炉No.1	—		連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1） 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 過加熱防止機構の作動検査（注2） 自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1） フレームカーテンの作動状況確認検査（注5） パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注5） 異常圧逃がし機構の作動検査（注1） 可燃性ガス漏れ検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注5） 緊急停止機構の作動検査（注5）	機能・性能試験 作動試験 外観点検 計器校正	C	6、1 2 M 1、6、1 2 M 1、3、6、1 2 M 1 2 M	今回対象外（注1）、（注2）、（注5）	
{2024-2}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	—		自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）	機能・性能試験	B	1 2 M	今回対象外（注1）	
{2024-3}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	空気混入防止機構	—		フレームカーテンの作動状況確認検査（注5）	外観点検	B	6M	今回対象外（注5）	
{2024-4}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	失火検知機構	—		パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注5）	作動試験	B	1 2 M	今回対象外（注5）	
{2024-5}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	過加熱防止機構	—		過加熱防止機構の作動検査（注2）	作動試験 計器校正	B	6M 1 2 M	今回対象外（注2）	
{2024-6}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	冷却水圧力低下検知機構	—		連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1）	作動試験 計器校正	C	6M 1 2 M	今回対象外（注1）	
{2024-7}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	圧力逃がし機構	—	異常圧逃がし機構の作動検査（注1）	機能・性能試験 作動試験 外観点検	C	1 2 M 1 2 M	今回対象外（注1）		
{2024-8}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	可燃性ガス配管	—	—	機能・性能試験 外観点検	B	3、1 2 M 3、1 2 M	今回対象外（注6）		
{2025}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1解体装置	解体部	—	外観点検 作動試験	C	6M 6M	今回対象外（注6）		
{2026}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1解体装置	空ボート搬送部	—	外観点検 作動試験	C	6M 6M	今回対象外（注6）		
{2027}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備No.1	ペレット供給機	—	外観点検	C	1、6、1 2 M	今回対象外（注6）		
{2028}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備No.1	センタレス研削部	—	設備内風速・負圧の確認検査（注2）	外観点検 作動試験 機能・性能試験	C	1、6、1 2 M 1 2 M 1 2 M	今回対象外（注2）	
{2029}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備No.1	ペレット洗浄部	—	—	外観点検	C	1、6、1 2 M	今回対象外（注6）	
{2030}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット乾燥機No.1	—	—	設備内風速・負圧の確認検査（注2） 過加熱防止機構の作動検査（注2）	外観点検 作動試験	C	6M 1、6M	今回対象外（注2）	

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{2031}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置	ペレット搬送部	後半申請を踏まえて整理を行う。	—	外観点検 作動試験	C	1、6、12 M 6M	今回対象外（注6）	
{2032}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置	ペレット移載部		—	外観点検 作動試験	C	1、6、12 M 6M	今回対象外（注6）	
{2033}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置	ペレット採取検査部		—	外観点検 作動試験	C	1、6、12 M 6M	今回対象外（注6）	
{2034}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 波板搬送装置	外観検査装置部		—	外観点検 作動試験	C	1、6、12 M 6M	今回対象外（注6）	
{2035}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 波板搬送装置	波板搬入、搬出部		—	外観点検 作動試験	C	1、6、12 M 6M	今回対象外（注6）	
{2036}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 波板搬送装置	波板移載部		—	外観点検 作動試験	C	1、6、12 M 6M	今回対象外（注6）	
{2037}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 波板搬送装置	波板移載装置部		—	外観点検 作動試験	C	1、6、12 M 6M	今回対象外（注6）	
{2038}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.2	—		—	外観点検 作動試験	C	1、6、12 M 6M	今回対象外（注6）	
{2039}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1	研磨屑回収装置		—	外観点検 機能・性能試験	C	1、6、12 M 12M	今回対象外（注6）	
{2040}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1	研磨屑乾燥機		設備内風速・負圧の確認検査（注2） 過加熱防止機構の作動検査（注2）	外観点検	C	6M	今回対象外（注2）	
{2041}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	計量設備架台 No.3	—		—	外観点検	C	12M	今回対象外（注6）	
{2086}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	運搬台車 No.2	—		—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注6）	
{2088}	ハ、成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	運搬台車 No.1	—		—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）	
{5003}	ハ、核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟 第2加工棟	粉末・ペレット貯蔵容器 I型	—		—	外観点検	C	12M	今回対象外（注7）	
{5010}	ハ、核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管設備	第1-3貯蔵容器保管区域	—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）		

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

管理番号	施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
{5032}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックC型 No.1	—	後半申請を踏まえて整理を行う。	—	外観点検 作動試験	C	3M 3M	今回対象外（注7）	
{5033}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックD型 No.1	—		—	外観点検 作動試験	C	3M 3M	今回対象外（注7）	
{5034}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット一時保管台 No.1	—		—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注6）	
{5035}	へ、核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックC型 No.1	—		—	外観点検	C	6M	今回対象外（注6）	
{7010}	チ、放射線管理施設	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	検出器		ガンマ線エリアモニタの警報作動検査	外観点検 計器校正 機能・性能試験	C	1 2M 1 2M 1 2M		
{8007-2}	リ、その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））		放送設備の一斉放送検査（注4）	作動試験	C	1 D、6 M	今回対象外（注4）	
{8009-7}	リ、その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）		自動火災報知設備の警報作動検査	作動試験	C	1 2M		
{8010-6}	リ、その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	消火設備	消火器		—	外観点検	C	6M	今回対象外（注7）	
{8028}	リ、その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	避難通路		—	外観点検	D	事後保全	今回対象外（注7）	
{8030}	リ、その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注7）		
{8030-2}	リ、その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注7）		

注1：下記検査項目の対象設備は、令和4年度に予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・負圧警報装置の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・気体廃棄設備の処理能力検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・濾過装置の性能確認検査
- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・故障時の排風機自動起動機構の作動検査
- ・送排風機の起動停止インターロックの作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動のために使用するものとして、今回の検査対象とする。

- ・自動火災報知設備の警報作動検査
- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査

注3：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、新規制基準の施工認に基づく使用前検査を受けて対応工事後の機能維持のため、及び、加工施設の維持管理に不可欠な活動のために使用するものとして、今回の検査対象とする。

- ・搬送設備の停電時保持能力検査

注4：下記検査項目は、新たに定期事業者検査の対象としたが、注1と同じ理由により今回対象外とする。

- ・質量管理インターロックの作動検査
- ・放送設備の一斉放送検査

注5：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・フレームカーテンの作動状況確認検査、空気混入防止機構の作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・水検知時 投入口の閉じ込め弁閉止機構の作動検査
- ・供給制限機構の作動検査
- ・研削個数超過防止インターロックの作動検査
- ・回転数低下時研削停止インターロックの作動検査
- ・送排風機異常時インターロックの作動検査
- ・ダンパー開度異常時インターロックの作動検査
- ・室内負圧異常時インターロックの作動検査
- ・漏水検知器の警報作動検査
- ・可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査
- ・地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査
- ・緊急停止機構の作動検査
- ・地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査
- ・モニタリングポストの警報作動検査
- ・非常用電源設備による第1種管理区域内の負圧維持検査

注6：該当する検査項目のない設備であり、令和4年度に予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はない。

注7：該当する検査項目のない設備であり、加工施設の維持管理に不可欠な活動のために使用する。

※1：長期施設管理方針に基づき、代表する建物・構築物を選定して建物・構築物の構造部材であるコンクリートについて、専門家によるアルカリ骨材、塩分量、圧縮強度及び中性化の調査や評価試験をコンクリート壁開口工事の機会を利用して10年以内に実施する（前回実績：従前の長期保全計画に基づき、第2加工棟、第1加工棟、第2加工棟内の遮蔽壁を選定し、2014年に圧縮強度試験及び中性化調査実施）。

※2：長期施設管理方針に基づき、代表する設備・機器とその部位を選定して、設備本体の肉厚測定を5年以内に、及びアンカーボルトの引き抜き試験を設備撤去・更新の機会を利用して10年以内に、それぞれ実施する。頻度、前回実績（従前の長期保全計画に基づき実施）、選定した代表設備・機器等を下表に示す。

区分	着眼点	実施内容	頻度	代表設備・機器	前回実績
地震	使用条件（温度）を考慮して、各設備に共通する耐震安全性確保	架台の肉厚測定による架台の全面腐食の発生評価	5年以内	連続焼結炉 No. 2-1 焙焼炉 No. 2-1	2021年2月
		本体の肉厚測定による本体の全面腐食の発生評価	5年以内	焙焼炉 No. 2-1	2021年2月
	使用条件（湿度）を考慮して、各設備に共通する耐震安全性確保	架台の肉厚測定による架台の全面腐食の発生評価	5年以内	センタレス研削装置 No. 2-1	2021年2月
		各設備共通のアンカーボルトの耐震安全性確保	アンカーボルトの引き抜き試験	設備撤去・更新の機会を利用して10年以内	分析設備 ドラフトチャンバ No.1 (2本) 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 (1本)
火災等	可燃性ガス漏えいによる火災爆発の防止	本体の肉厚測定による本体の全面腐食の発生評価	5年以内	連続焼結炉 No. 2-1	2021年2月

★：新規制基準対応工事において、旧設備（旧施工認における設備名：「分析設備 実験用ドラフト」）を撤去して更新した際、当該設備を据え付けていたアンカーボルトを対象に引張試験を実施。